

## 第 部 自然エネルギー100%コミュニティ・ワークショップ

### 1. はじめに

飯田哲也（「自然エネルギー推進法」推進ネットワーク代表）

飯田： 今回は欧州委員会の運輸エネルギー総局で再生可能なエネルギーのプログラムをやっておられるジャン・ポール・ルネさんと、デンマークのサムソ島のエネルギー環境事務所を運営しているゾーレン・ハーマンセンさん、その2人のお話を聞きながら議論を進めていこうという主旨です。

なぜお二人を呼んだのかというと、欧州では、自然エネルギー100%コミュニティというのは、もともと、後で出てきますけれど、1997年の欧州委員会が出した「再生可能エネルギー白書」を実際に実現するために離陸のためのキャンペーン（Campaign for Take-Off）というのを始めて、その中で自然エネルギー100%コミュニティを100作りましょうというキャンペーンが始まったのですが、その中核を担うのは地域でのエネルギー環境事務所であるということです。

いわゆる欧州委員会のほうでも、ジャン・ポール・ルネさんは、エネルギー環境事務所をもともと発案して作り上げてきた人でもありますし、今でもその責任者でもいらっしゃいます。

それからゾーレン・ハーマンセンさんは、サムソ島で自然エネルギー100%の、これはデンマークのもともと国の計画で始まったものなのですけれども、コンペをやって1位を取って、実際にそれに取り組んでいるという地域の人です。その両者のお話の中から、いろいろ日本で取り組んでいく手がかりが見つかるのではないかなんかというふうに思っています。

昨日も夜いろいろ話をしていましたら、ヨーロッパで自然エネルギー100%を目指す島のネットワーク（アイルネット）というものがあるのですが、アイルネットが1992年に始まる時に、デンマークにポーンホルムというところがあって、最初そこが立候補する予定が、いろいろなトラブルがあって外れてしまい、結局スコットランドにいった裏話なども、この二人から、特にジャン・ポール・ルネさんから聞いたりしました。

そういう丁度10年くらい取り組んできているところから、地域主導の自然エネルギーの普及、それから地域作りということに実際に取り組むきっかけ、ヒントが見つければと期待しています。

今日は報告していただく方も非常に多いので、早速ジャン・ポール・ルネさんから報告をしていただきたいと思います。では、よろしく申し上げます。

## 2. 欧州での取り組みに関する成功要因

### 講演 1

ジャン・ポール・ルネ（欧州委員会運輸エネルギー総局）

EU(欧州連合)のエネルギー省にあたる欧州委員会運輸エネルギー総局(DG-TREN)で、サステナブル・シティ(持続可能な都市)プロジェクトの再生可能エネルギーを担当している。サステナブル・シティ・プロジェクトは、93年から開始され、目的は環境目的と都市計画がどのように調和できるか探求する、地方自治体と地域住民の意志を代表し、EUや国レベルでの制度に意見を明確に述べること、都市間で経験と情報の交換をすすめること、である。

ジャン・ポール・ルネ：議長、ご紹介ありがとうございました。そして皆様と時間を共に過ごすことができることを大変うれしく、かつ光栄に思っています。

EUにおきまして、どのような活動をしているのかご紹介します。ヨーロッパと同じく日本には強力なポテンシャルがあるのではないかとEU委員会としても感じています。

将来もし何かのきっかけで、また連絡が取りたいということであれば、私、ルネと申します。EUにおきまして主席アドミニストレーター（行政官）を務めておりまして、特に再生可能エネルギーの統合、それから持続可能な社会へのチームを率いております。

あまり時間がございませんので、一般論、グローバルな観点で、EUの中においてどんな原動力がそこに働いているのか、あるいはEU委員会としてどんなツールがそのローカルな段階で再生可能エネルギーを促進するために使い得るのかということについてお話しいたします。

ではどのような原動力が裏で働いているかといいますと、まず1番目は安定供給ということになるわけでありまして、それはEUが発表しております緑書（グリーンペーパー）に記されておりまして、これこそが我々の活動にとってもバイブルになっているわけでありまして、礎であります。

2番目には気候変動でありまして、京都議定書の下でのEUとしての国際的なコミットメントがあります。

3番目は、国民が求めておりますこのクリーンで安価なエネルギー源への社会経済的な需要がございます。

4番目は、エネルギー市場の自由化、そして5番目には経済の拡大とグローバル化であります。

このような原動力に基づきまして、いくつかの政策目標が掲げられているわけでありまして。

まず、1番目には、京都議定書に基づいた目標でありまして、EUとしては2008年から2012年の間に、二酸化炭素を8%削減するということを掲げているわけでありまして。

それから2番目に、現在から2010年までに再生可能エネルギー源については6%から12%まで倍増するということが計画書に掲げられています。

3番目にはエネルギー効率を高めていく、そして4番目には供給の安定確保ということでありまして。

このためには2つの計画と2つのツールがございます。ツールについては後ほどご説明いたしますけれども、計画としたしましては、まずは研究のための枠組み（フレームワーク）がございます。そして、もうひとつはアルテナー（ALTENER）でございます、これは再生可能エネルギーを助成する制度というわけです。

研究のためのフレームワークというのは、いろいろな地域社会が持続可能な体制に移るために補助を出す、助成するというものであります。

それから ALTENER ということになりますと、地域が 100%再生可能になるように特別な行動をとるとというのがこの制度の目的ということになります。

EU 委員会といたしましては、再生可能エネルギーを推進するに当たっては、各地域社会のポテンシャルは非常に高いと考えております。地域社会の協力を得なければ目標に達成することはできません。したがって地域ごとに再生可能エネルギーを推進するためのいろいろなツールを設定しているわけでありまして。

飯田さんの説明により私が理解している限りでは、皆様は2つのツールに関して大きな関心をも抱いていらっしゃるということであるかと思えます。まず第一には、ローカル・レベルで再生可能エネルギーを推進するためのテイク・オフ（離陸）のための計画。もうひとつは、地域レベルでのエネルギー管理の機関をどのように設置するのかということでありまして。

まず、第一に、キャンペーン・フォ・テイク・オフ（Campaign for Take-Off）とはどういうものかといいますと、地方レベル・地域レベルで再生可能エネルギーを推進するために、自治体だけでなくそこで活動できるすべての当事者と EU との間の連携をとって、100%再生可能エネルギー化を進めるということでありまして。

もちろん 100%再生可能エネルギー化というのは、理想的な状態であります。組織においても常に 100%を満たそうとしているわけでは決してございません。ある地域で 40～50%、あるいはある都市で 20～30%の再生可能エネルギーに到達することができれば、その目的を達したとみなしているわけでありまして。

2 番目のツールといたしましては、地域レベルで再生可能エネルギーを推進するための機関、エネルギー管理事務所を設置するということでありまして。そのために EU 委員会としては、3年という期間でその設置に補助金を出しております。そして役割としては、第1にエネルギーの効率的かつ合理的な利用を推進する。2 番目には、地域での再生可能エネルギーにおいて根本的な役割を果たすということでありまして。

今現在、ヨーロッパ域内には 300 から 350 のこのようなエネルギー管理のための事務所というものが設置されています。もうすでにネットワークを通じて、共同で連携して作業を進めておりますけれども、将来のためには更にこのネットワークを発展させ、重要性を高めていきたいと考えております。

この地域のエネルギー管理事務所というのは、独立して運営されております。但し、地方自治体の代表もその理事会に出席しておりますし、更に地域の NGO も深く関わっております。消費者団体、環境団体、企業などを經由していろいろ関わっていているわけでありまして。

すべての地域の当事者が関わるという組織でありますので、決して官僚機構、あるいは政治的

な組織ということではありません。すべての関係者が参加できるフォーラムのようなものであるとご想像ください。

ある意味では地域レベルにおいて、エネルギーの民主主義が芽生えているといえます。

このワークショップにも多くの自治体の代表の方が集っていらっしゃると思います。その方々に申し上げたいのは、ローカル・レベルで再生可能エネルギーを推進するためのポテンシャルというのは相当高いわけでありますけれども、それと共に、すべての市民・住民とともに政策策定の権限を共有するということも受け入れなければならないのではないのでしょうか。

私のプレゼンテーションは以上とさせて頂きまして、後ほどまた皆様方から質問があれば、喜んで答えさせて頂きます。

飯田： ここでもし質問があればお受けします。議論も多少して頂きたいと思います。ちょっと時間を勘違いしまして、実はあと 15 分程あるのですね。それでは、吉田さんどうぞ。

吉田和明（岩手県企業局総務課）： 環境エネルギー事務所について確認したいことの1つは、行政だけではなくて、いろいろなところが入って、ローカル・レベルで、というか市民レベルで環境エネルギー政策をやっていく場合、市町村のいわゆる環境エネルギー政策に関するセクションの役割というのはあまりないのでしょうか、それとも別個にやるということなのでしょうか。

ルネ： 自治体はどのような役割を果たしているのかということ、基本的にそのエージェンシーを設置するか、しないかを企画する役目があるわけであります。企画をして、EU 委員会に対して要求・要請をするということをしております。普通このエネルギー環境事務所のトップは誰かといいますと、市長は時間がないかもしれませんので助役とうことになります。専務理事が商工会議所の会長かもしれない、消費者団体のトップあるいは環境団体のトップが務めるというような組織になるわけであります。ですから自治体としては大きな決定を下して、このようなエネルギー管理の組織作ろうという、そういう意志決定をするということになります。

吉田： 確認ですが、エネルギー管理の組織は事務所に任せるといことですか。

ルネ： はい。自治体といたしまして、このエネルギー管理の組織を政策決定の道具として、ツールとして利用していることが多いわけであります。但し、自治体の側としても、機構がなくなったというわけではありません。日本とヨーロッパをみますと、各自治体のエネルギー消費の 90%、あるいは 95%は公共部門ではなく民間部門である。従って、再生可能エネルギーを利用する最も高いポテンシャルは、公共部門ではなく民間部門であるということであります。

省エネルギー、あるいは再生可能エネルギーを推進するという目標を達成するためには、民間部門と関わらなければならない、そして民間部門を意志決定にも関わらせる、そしてかつ、責任も取っていただくというのがエネルギー管理組織の設置目的であります。

従って、ただ単に意思決定をするだけでなく責任も持つということ、すなわち、各世帯、各中小企業も省エネルギーや再生可能エネルギー推進について決定をし、責任があるのだということ

を知らしめるための組織でもあります。

今のご質問に対して私がもう一度力説しておきたいのは、この地域のエネルギー管理組織というのは、自治体が利用できる政策決定の機関でもあるということでもあります。エネルギー政策だけでなく、エネルギー消費部門に関わるすべての政策もここで策定しているという自治体もあるわけでありまして、そして、それによって企業、すべての市民が政策決定に関わるということもありますし、また EU レベルでもこの地域のエネルギー管理組織が、例えばアジェンダ 21 の目標を達成するための調整も行っているというようなこともあります。

吉田： 考え方はよくわかったのですが、ひとつだけ。例えば 100%の町にしましょうとか、そういうようなことは（地方）議会なりそういうところで決めているのですか。

ルネ： 通常、地域でのエネルギー計画の立案策定というのはこういうような流れになっております。まず、地域のエネルギー管理の組織として、すべてのメンバーを集めて計画を策定する。そしてその前に中小企業だけを集めてワークショップ、あるいは世帯を集めたワークショップ、公共交通・民間交通の関係者を集めたワークショップなどを開いて、そこで地方のエネルギー管理組織としての意見をまとめて、そして、それが地方議会に答申される、そして、それを地方議会が採択する。そして、そこでやっと具体的に実施に移されるということでもあります。

従って、そこに書かれたものは地方のエネルギー管理組織のためだけのものではありません。自治体全体のガイドラインでもある。従って、自治体として実施に移さなければならない事業計画というふうにも考えられるわけでありまして、これは決して、理論だけを書いた机上の文章ということではなく、2年、3年、4年、5年という期間にわたっての事業計画でもあります。

飯田： 他にいかがでしょうか。では、中川さん。

中川修治（「太陽光・風力発電」トラスト）： 日本では、地方というものにエネルギーの計画がない、みんな国策だというふうに言われていたのですが、ヨーロッパ、特にそちらの国の方では、ごく普通にエネルギー政策は自分たちの地域で作らなければならないという意識が、もとからあったのでしょうか。それとも何かきっかけがあってそういうふうに変わっていったのでしょうか。それを教えてください。

ルネ： EU におきましては、法律的にいえば、明確な禁止条項がない限りすべてが許されるという制度であります。一部の EU 諸国の中には、日本と同様に極めてエネルギー政策に関し中央集権的で、あまり動きが取れないというところもありますけれども。

私はある国を想像しております。その国名を言うつもりはございませんけれども、某国におきまして、エネルギーシステムということについて極めて中央集権的でございます。しかしながら、その国ですら、ローカルなエネルギーの管理組織につきまして、21 から 22 くらいのエネルギー管理組織が設置されているわけでありまして、地方自治体として、そういう状況にもかかわらずエネルギーの政策決定にローカル・レベルで何らかのインプットができるはずだ、政治的役割が果たせるはずだ、そういう意気込みで設置されたわけでありまして、その地方のエネルギー管理組

織には、市民、自治体、中小企業などが参加しまして、うまく機能しているというのが現状です。

中川： それが始まった理由として、日本の場合、今まで中央集権的に化石燃料を使って生産性を挙げて、そこであがったものを地方にばら撒くということをやってきたのですが、それがいよいよ立ち行かなくなったというところで、地方が本当に自立するためにエネルギーを使わなければならないのではないかという意識がやっと芽生えてきたかなというところでは。そのような経済的な側面というのは、そもそもそういう考え方の中にあっただけでしょうか。

ルネ： 日本の自治体の方々の発想や意識ということについて、私のほうからコメントする立場にはございませんけれど、今さっきも申しました通り、われわれの行動指針というのは何かというと、エネルギー緑書（グリーンペーパー）でありまして、そこにまず掲げられているのは、安定供給を確保するということでもあります。

経済発展のために根本になるのは安定供給ということであり、特に昨今の国際事情を考え、また、どこに化石燃料が埋蔵されているのかということと考えますと、中東地域やロシアであり、まさにその地域は不安な状態の中にあるということでもありますので、エネルギーの安定供給を通じて発展を継続するということをしなければいけないわけです。

最も安定して供給できるエネルギーというのは、ただ単に消費するだけでなく、自ら作り出して消費するものであると思いますので、まず第一にエネルギーの効率的な利用、それから土着の地域にあるエネルギー源を利用するということが掲げられているわけでもあります。

日本のエネルギー収支ということに関してはあまり存じておりませんが、ヨーロッパでありますと、ヨーロッパの北欧諸国や北東部には石油資源などがございます。

日本においては、埋蔵化石燃料はないかもしれませんが、いずれにしてもヨーロッパであれ日本であれ、まずはエネルギーの安定供給、そしてそれを通じての経済発展というのが目標として掲げる必要があると思います。

飯田： 能村さん。ゾーレンさんが終わったあとに質問をお願いします。次はデンマークのサムソ島で、まさに地域でエネルギー環境事務所を運営しているゾーレンさんをお願いしたいと思います。



ジャン・ポール・ルネ（左）  
ゾーレン・ハーマンセン（右）

## 2. 欧州での取り組みに関する成功要因（つづき）

### 講演 2

ゾーレン・ハーマンセン（デンマーク・サムソ島エネルギー環境事務所）

デンマーク・サムソ島エネルギー環境事務所のマネージャー。サムソ島はデンマーク政府のエネルギー計画「エネルギー21」の「2006年までに再生可能エネルギー100%をめざす島コンテスト」に97年選出され、様々なステークホルダーの合意を形成しつつ、エネルギー計画を進めている。エネルギーと環境事務所は市民セクターの代表であり、ハーマンセン氏は住民への広報や再生可能エネルギー導入に最も積極的な島民の一人。またサムソ島は、EUの「再生可能エネルギー白書」に掲げられた「再生可能エネルギー100%をめざす100自治体」プロジェクトにも99年に選出されている。

ゾーレン・ハーマンセン：議長、どうもご紹介ありがとうございます。私の方からも今回この話し合いに参加できましたこと、日本に来ることができましたことを大変嬉しく思います。

ここいいらっしゃる皆様の中には、既にサムソ島を訪れた方がいらっしゃると思います。また、プロジェクトに関しましては、今後7年、10年続いていくものですから、一回来られた方も是非またサムソ島を訪れていただきたいと思います。プロジェクトがどのように進展しているのかというところもご覧いただけるのではないかと思います。

私達のプロジェクトの現場となっているのは、非常に小さい島です。こちらのほうの地図を見ただけでもお分かりかと思いますが、デンマークの中央部にあります。言ってみれば、デンマークの心臓部で行われているプロジェクトだと私達は考えているのですが、政府の方はあまりそういう考えを持っていないかもしれません。国のはずれにある小さな島だという意識しかないかもしれませんが、私達としては常に国の心臓部で行われているプロジェクトであると自負しております。

私の方からのプレゼンテーションは、サムソ島で行われている100%再生可能なエネルギーの展開を目指して、というプロジェクトに関してご紹介申し上げます。

私達のプロジェクトが一番に目的としているのは、100%再生可能なエネルギーの活用を目指すというものです。計画期間は3年間で、プロジェクト全体で約10年間というところに関して、企画だけでも3年間を使っています。

サムソ島におけるプロジェクトには、1つ大きな目標がありまして、今後10年間で島の中で使われるエネルギー、特に暖房・電力に関しては100%再生可能なものからエネルギー源を得るようになるというものです。

もう一つの目的としては、運輸部門のより効率的なエネルギー利用を今後目指していくということでありまして、できるだけ化石エネルギーの使用を減らして、そこに再生可能エネルギーを取り込んでいこうということも考えています。

こうした運輸部門で、既存のエネルギーから再生可能エネルギーへどのように移行を計っていくか、いろいろと可能性があるということで、企画・検討・調査等は進めております。しかしながら、現状では、こうしたガソリンなどの化石エネルギーを簡単には置き換えることができない

い、それは非常に難しいというのが現状の認識です。

このエネルギーアイランドとも呼ばれているプロジェクトの中では、他にも細かい具体的な目標をいくつか打ち立てています。先ほども申し上げたように、今後の10年間で100%再生可能なエネルギーの利用を目指すということですが、この過程の中でフルタイムで30名分の新規の雇用が創出されるだろうと私達は想定しています。

それから、その他の経済的なメリットもあるかと思えます。例えば、サービス等というところで今後島の外への輸出、そういうサービス部門のメリットも出てくるでしょう。また、このような設備などを見に来る観光客、また、そこにお迎えするゲスト、そうしたところから生まれる経済効果というものは、まだ完全には調査はされておりません。

第一段階としては、そうした外部からの人を迎えるというところでエネルギーアカデミーの設立を考えています。このエネルギーアカデミーは、教育的機関としての役割を果たし、デンマークの国内外から色々な方をお迎えできるようにと考えています。このエネルギーアカデミーは、政府の関係機関ということではなくて、独立した第三者機関として運営される予定です。

先程ジャン・ポール・ルネさんの方からもお話があったと思いますが、自治体との協力が重要なのはこのサムソ島でも同様であります。サムソ島には住民が4300人いますが、様々な代表者が私達と色々な形での係わり合い、対話を持っています。消費者関連の団体、農業関係の代表者、商工会議所の代表者などと、理事会を設立する形になっておりまして、私達と自治体との協力関係も築かれています。

今お話した理事会というのは、それぞれの組織の利益を代表する組織・セクターからの代表者から構成されていますので、必要な要件としては自治体との協力関係、消費者団体の代表者その中に取り込む、そしてまたその他、貿易関係・ビジネス関係というところからの利益の代表者も入っている。そうしたところで、市民全体の協力体制を自治体を含めた形で、私達は万全に備えていると考えています。

こうしたプロジェクトの具体的な展開例について少々お話ししたいと思います。2000年の秋ぐらいいまでに、ある程度の成果が収められた地域があります。NRGiという公共のエネルギー会社があるのですが、Nordby/Marupという地区で、実際に住んでいる住民の中でこうしたプロジェクトに参加へ興味がある人々と話し合いを行い、実際に契約を結ぶというところまでになっています。

もう少し具体的にこのNordby/Marupでのプロジェクトのお話させていただきますと、ここでは島の人々と契約を結ぶことによって、暖房施設を効率的に利用しています。この暖房施設におきましては、木屑やその他のバイオマスエネルギーを使っており、それに加えて、太陽熱を利用した暖房装置もあります。

こちらのほうの規模は、2500m<sup>2</sup>ありまして、これらの暖房施設の設置は、ちょうど2週間前にも終わったところです。オープニングの儀式もすでに行われておりまして、今後1年を通じて暖房に必要なエネルギーの約15%を、今設置されているものだけでまかなえるであろうと考えられています。

今、写真をご覧頂いておりますが、こちらの方にはボイラーの設備があります。冬場であれば、木屑やバイオマスのエネルギーを使って、ボイラーを動かすということをするわけですが、夏に関しては、ボイラーはシャットダウンします。そういうところからエネルギーの節約も図られていき、また、太陽熱も有効に活用するという展開になっています。

下の写真は、2番目の暖房用のプラントの写真です。これは島の南部のほうにありまして、3番目は建設中、プロジェクトが進行中です。また、来年にかけて、新規のプラントの設置の許可を得て、そしてまた、最終的には地方自治体・郡の地方政府の方からの許可も得て、さらにプロジェクトを精力的に展開していく予定です。

また、島では再生可能なエネルギー作物にも着目しております。特にこうしたエネルギー作物ということをお考えすると、大麦や小麦などが収穫された後に残ったものをエネルギー源として活用するというものもありますが、それに加えて新たにがまの一種を作付けするというプロジェクトもあります。20～30haの作付けの予定になっていまして、これに関しては農業者12名がこのプロジェクトに合意をして、作付けも始めることとなります。

サムソ島には退職者の方々がかなり多く住んでいます。デンマークではよくあることなのですが、人々は定年になりますと島に移り住んで、悠々自適に暮らすということが多くあります。サムソ島も例外ではありません。

島の平均年齢も高く、退職者・年金受給者に対しては補助金を出すという政策もこの中では考えられています。何のための補助金かという点、断熱用に窓を改造したり、壁に断熱材を入れたりというような工事をする場合の補助金ということになりますが、この点ではそうした退職者・年金受給者との対話が非常に重要になってきます。

この中では、もちろん政府からのプロモーションというものもありますし、そしてまた、対話の重要性というものもここでも明らかになると思います。こうした年配者の方々に会ってみますと、補助金が出るというところでプロジェクトに関して非常に好意的に賛同して下さる方もいらっしゃいます。こういう部分に関しては市民との対話は欠かせないというところの側面でありまして、また、政府の方もプロモーション的な補助金の支給がなければなかなか難しいかもしれません。

このようなエネルギー・キャンペーンに関して、もう少し具体的にお話しますと、1999年と2000年の春に、こうした早期に据付けた人々を優遇するというようなキャンペーンのプログラムも行ってあります。

こうしたプロジェクトの形態に関しては、それぞれ各地にあります電力会社・ユーティリティ関係の企業との協力というプロジェクトも行われています。また、それぞれ個別の再生可能エネルギーシステムに関しては、約70台の熱パイプによる太陽熱システム、80台のバイオマスボイラー、約30台の熱ポンプシステムが各家庭に設置されています。

電力供給に関しては、2000年の3月と8月に、合計11基の陸上風車の設置を行いました。発電容量は、それぞれ1MWです。これを設置したことによってどういうメリットが得られたかということが、こちらのグラフにかかれています。

上のほう、赤線で書かれているのが電力消費ということになりますが、96年97年あたりのレベルと見てみると、トータルの電力消費が約28MWになっています。それに対して、下のほう、青線をご覧になっていただきたいのですが、これが風車による風力発電量を示しています。96年・97年レベルでは、そうした発電はほとんど行われていなかったのですが、それが行われるようになりまして、97年から98年にかけては急にその部分のグラフが上がっています。98年には若干消費量が増えているのですが、現時点では消費量の100%の需要を風力発電でカバーできるようになっています。

こうした風力発電からどういう利益がえられるのか。もちろん消費をカバーするということもあるのですが、風力発電によって得られる利益はすべてこのサムソ島に帰属するということが原則になっております。

こうした風車や発電装置を設置するプロジェクトに関しては、さまざまな投資家であるとか、民間部門、また地方自治体も関わっていますが、最終的にはここから得られる利益は島に帰属する、それぞれここに投資を行った部門に配分されるという形になると思います。

このような発電プロジェクトを進めようという議論の持って行き方としては、そもそもの考え方として、化石燃料やその他のエネルギー源を外から輸入するより、島の中で補った方が良く考えだということに関しては皆賛同するわけであります。

現在こうした化石燃料等の輸入は行われていませんし、逆にこういうところから生まれたエネルギーを輸出できる、外に提供できるということまでできております。ですから、私も自分たちで自認しているのですが、サムソ島というのはデンマークにおけるサウジアラビアのようなものであると。つまり、外部に対してエネルギーを輸出できるような段階にまで成長したということであります。

それに加えて、海上に風車を設置するというプロジェクトに関しても、すでに着手しています。実現に向けて一步一步、歩を進めているというところですが、このあたりに関しては運輸部門へのエネルギー供給というところを考えています。

南部もしくは西部に22.5MWの風車場を設けるプロジェクトになっています。プロジェクトが完了した時点で、また皆様にいろいろ報告できる機会があればというふうに思っていますが、基本的な目標としては、輸送用に使われるような水素の精製であるとか、電気自動車用に使われる電力の供給を考えています。

しかし、まだまだ認可を得るということについての手続き的な難しさもありますし、最終的にこれが実現可能な技術というところで完全に固まっているものでもありません。ですから今後まだまだ作業としてやっていかなければならない部分が数多くあります。

それから、2002年の春のことではありますが、ひとつの可能性として、島の中にあるゴミの埋め立て施設から発生するメタンガスを利用できないかというような考え方が島民の方から考えとして出されました。

その結果としては、デンマークのエネルギー庁からの財政的支援も得られまして、メタンガスを利用する設備も2002年の秋に設置されました。このもともとの提案をした島民は、他の島民

に対しても、もっともっとベンチャー事業として資金参加をしてくださいということ呼びかけまして、その成果として、協同組合が設置をされました。協同組合の名前は、Samsøe Deponigas です。現在メタンガスによって 15KW の発電機が稼働されています。廃熱利用に関しては今のところまだ行われていませんが、電力に関しては送電を行う会社に配分されています。

EU のほうで行われていました、ALTENER プロジェクトは2000年の6月に終了していますが、小規模な島で再生可能なエネルギー100%を目指すというプロジェクトでありました。

私たちサムソ島、スペインの El Hierro 島、Italy の La Maddalena 島、Ireland の Aran Island 島、その他の島々でプロジェクトが展開されていきました。

サムソ島はこの 1 年半のプログラムに参加しました。新たな地域での暖房の設備をいろいろ考えたり、そしてまた、個々の一般家庭での再生可能なエネルギーシステムの促進でありますとか、それからまた、風車に関しては陸上も海上も含めて協同組合等の運営、こういう考え方があるというキャンペーン活動も行いました。

これはその他様々な島が参加しているプロジェクトでありましたので、相互に意見交換・情報交換を行ったり、場合によってはお互いのプロジェクトの現場を訪問したりということでの情報交換も行われております。

私たちサムソ島エネルギー環境事務所におきまして、スタッフはどのような仕事をしているのかということではありますが、概ね公共サービスの役割というところが非常に大きい部分であります。島にやってくるゲストの方々をお迎えしたり、あるいは会議に出席したり、新聞等に記事を書いたり、そしてまたプロジェクトに関して寄せられてくる質問に答えたり、ホームページの更新を行ったりというところでもあります。

このプロジェクトに関しては現在国内外の注目が高まっております。そしてまたこのプロジェクトが展開すれば、さらに国内外からの関心が高まると考えております。

このプロジェクトに関しては、サムソ島の将来の計画そのものを大きくがらりと変えるという効果もあったと思います。現在ではこうしたエネルギー開発というのは、島の開発・全体的な将来の計画にも統合されています。つまり、エネルギーをどう運用していくかが、今後このサムソ島をどのように運営していくかということの一部として、もうすでに統合化もしているわけであります。

島の将来も 3 年前と比べて非常に明るいといって構わないと思います。ほんの 3 年前、サムソ島に産業としてあったのは観光と農業だけでした。いってみれば古くからあるデンマークの発展をそのまま残している博物館のような島でしたが、現在では、こういう新たなエネルギーを開発するという構想を経て島も新しく生まれ変わっております。

再生可能なエネルギーというのは、サムソ島の将来にとって欠かせないものになると思っておりますし、それが今後の島の将来に大きく貢献してくれるものだとは私たちは確信しています。

私からは以上です。どうもご静聴ありがとうございました。もしご質問があればどうぞ。

飯田： どうもありがとうございました。少し質問を受付けます。能村さん、さっきの続きでどうぞ。

能村 聡 (アジェンダ 21)： 非常に面白いお話でありありがとうございました。両方の話に関わるのですけれども、こういうプロセスをどのように作っていったのか、ということが非常に重要だなと感じました。この事業を立ち上げたり、あるいは成果を挙げていくまでの決定や構造にいろんな主体を巻き込んでいっていると思います。

日本でもこういうプロセスは形式論としては、ほとんどの町でやられていると思います。例えば、商工会議所の代表者や消費者団体の代表とか、いわゆる審議会という形なのですけれども。しかし、そこにこられていても、主体的にエネルギーのことをやろうというような進め方にほとんどなっていないと思います。

一部非常に積極的な形で新エネルギーのビジョンなどを作られている自治体などもありますけれども、そのプロセスを一体どのように作られているのかということに非常に興味がありまして、要はやる気のある人たちに本当に行動を起こしてもらおうというのが大事ではないかなというふうに思います。

そうしたステークホルダー達の円卓会議のような場所では、そういう主体をどのようにエンパワーメントしているのかということに形式論ではなくて、日本の自治体のこの手の会議では、すでに意思決定をされているものを持ち込んで確認するだけの会議が多かったと思います。

そのあたり、どのように主体者を作っていくのかということの重要性と、もう一点は、エネルギー環境事務所のコストです。事業は ALTENER プロジェクトなど、いろいろな補助金をもらえますと思いますが、スタッフや運営に関してのコストに対し、自治体は何か支援をしているのか、あるいは当事者がお金を出し合っているのか、そのあたりを教えてください。

ハーマンセン： サムソ島のプロジェクトに関しまして、最初の重要な点を言わせていただきたいのですが、プロジェクトが有効であるということ、まずは政府の当事者やエネルギー大臣に理解をしてもらおうということからそもそも始まっています。100%再生可能なエネルギーのプロジェクトを行いたい、それに対して国の方もそれを認めるということからまずはスタートしています。

コデンマークにおいてこうしたビジョンに関してはエネルギー省が推進するプロジェクトにおいて過去から様々な形で検討はされてきました。ツールであるとか、技術面・テクノロジーというところに関しては、風力発電用のタービンや、バイオマスのストレージなどに関してこれまでに開発されてきています。ですから、技術面に関しては 100%再生可能なエネルギーの土台としてはカバーできるという考えがまずひとつにあります。

このような考え方が、そもそもエネルギー省や関係の省庁にあったわけでございます。もともと政府のほうが、どこかこうした技術として可能なものをどこか現実の現場で実現して、試験できるようなサイトはないかと考えたわけでありまして。つまりエネルギーの輸入や輸出等に関しても、どこから入ってきてどこへ出ていっているのかということが分かるような、つまりは、陸地から離れた島のようなところで実験できる場所はないかという考えがそもそもあったのだというふうに私たちは聞いています。

そもそもこのプロジェクトが立ち上がった時に、自治体の方も、政府がこういうようなことを考えているので、是非サムソ島で、自分たちでやらせてくれということを積極的に働きかけたのか、それとも政府の方がこういうプロジェクトがあるのでやってみないかという形で、何らかのサポート的なものがあったのかどうか、詳しいところはわかりませんが、もともと政府のレベルの方でこういうプロジェクトをやろうという考えがあって、サムソ島のプロジェクトは進んでおります。ルネさんの方から何かもしあればコメントを頂ければと思います。

ルネ： 運営費ということにつきまして、それはどのように賄われているのか、それを答えるに当たって、まずはどのようにその組織が設置されているのかということから説明しなければならぬと思います。まず第一には、地方議会の何名かの議員か、あるいは環境保護団体が感化されて、こういう組織を作らなければと立ち上がるというのが第一歩であります。

まず、第一段階としましては、地域のボランティア達が立ち上がるということが第一歩でありまして、必ずそのような流れになっておりました。

加盟国によっては若干違いますけれども、いろいろな措置をとることができるわけでありまして、EUレベルのもの、その国のもの、それから地方自治体としてのいろいろな措置・ツールがあるわけでありまして。

毎年、EU委員会といたしましては、地方のエネルギー管理組織を設置するための募集をしております、これはSAVEという枠組みで募集されます。

どういうふうに審査されるのかといいますが、そのプロジェクトの中身で審査されるわけでありまして。最もよいプロジェクトというふうに審査結果が出ますと、そのエネルギー管理組織の今後3年間の運営費の4割をEU委員会が持つということになります。

したがって残り6割の運営費は、地方や地域、国の何らかの資金を得なければなりません。

通常、自治体といたしましては、このエネルギー管理組織のプロジェクトに関して3分の1は補助を出しております。

残り20~25%につきましては、加盟国の政府、あるいは当事者が何らかの形で賄うということになります。

たとえば、アイルランドにおきましては、地方のエネルギー管理組織に対してEUと同じ水準で補助を出すということを決めたわけでありまして。ですから、EUが4割、アイルランド政府が4割で、そしてアイルランド政府は3年という期間を設置せずにより長く補助を出すということを決めております。

EUの補助は期間3年というふうに申し上げましたが、期間終了後でありますと地方のエネルギー管理組織は十分自らの効用性を証明しておりますので、それ以降ローカル・レベルで資金調達をするというのはあまり難しくないと聞いていますし、企業に対しいろいろな役務・サービスを提供し、それによって収入を得るといってもしております。

運営費については、人件費が9割という場合が多いかもしれませんが、私がここで運営費について誰が賄うかというふうに申し上げましたけれども、これはほとんどスタッフの給与ということになります。繰り返しになりますが、最初の3年はEU委員会からの補助があります。それに加えて、地方自治体、加盟国の政府の補助というものもありまして、EUの域内においては、加盟国によって状況は若干異なりますけれども、このような資金調達先、補助金調達先がございま

す。

忌憚なく申し上げますと、すべての地方のエネルギー管理組織の財政状況が良好かと言えば、決してそうではありません。一部においては問題に直面しております。どういうふうにそれを判断するのかというと、EU委員会からの補助金が出るのが3年間という期間でありますけれども、それ以降どれくらいの組織が生き残っているのかといえば、80%が活動を継続しております。したがって80%の組織はEU委員会からの補助金が途切れても、自立運営ができていますということでもあります。

ハーマンセン： 私たちのサムソ島の例についてお話をさせていただきますけれども、スタッフの給与というところに関しては、3年間は政府のほうからの補助金によって支給されるという形になります。このプロジェクトそのものはEUが管轄するものではないのですけれども、原則としてはEUで行われるプロジェクトと同じような形で進めております。

デンマーク特有の現在の課題というのが、政権交代がありまして、政府の方針が今ちょっと変わっております。今後この部分、どのように資金が確保できるかということに関しては新政権と交渉もしなければならないという状況にあります。

ルネ： 今のコメントはまったくその通りでありまして、サムソ島に対しましては、EU委員会としての補助金は提供されておられません。EUが地方のエネルギー管理組織を設置するにあたって、デンマーク・モデルを採ったわけでありまして、デンマークのいろんな制度を見習ったわけでありまして、EU委員会の補助金は新たに設置された組織に対して提供されるものであって、継続して運営されている組織に対して提供されるものではありません。

ハーマンセン： デンマークの場合は、過去10年間にわたって再生可能なエネルギーのプロジェクトというのが継続的に行われてきました。現在全国レベルで見ますと、こうしたローカルな事務所が23ヶ所ございます。その中のひとつが私たちの島、サムソ島にあるエネルギー事務所ということになるわけでありまして、基本的に全国によく分散されていますので、それぞれの地域にあった、それぞれの地域というところを十分に網羅した上で、再生可能エネルギーの開発が行われていく土台はあるというふうに考えています。

飯田： 時間がかなり押していますので、皆さん質問がかなりあると思いますが、ここで一旦休憩を入れまして、3時15分から始めますので、また質問のある方は、このあとの議論の中でお願いいたします。では3時15分から始めます。

### 3. 問題提起とディスカッション

テーマ：

1. 地方自治体によるエネルギー政策の意義と政策ツール
2. 地球温暖化防止と地域の役割、具体的フレームワーク
3. 自治体内での合意形成と市民参加の枠組み
4. 将来のネットワーク作りと EU 自治体との交流

飯田： それでは、始めたいと思います。後半は、日本の皆さんに順次、話していただきながら、ジャン・ポール・ルネとゾーレン・ハーマンセンに適宜応答していただき、もちろん、みなさんからもいろいろ議論していただこうと思います。時間がかかり押しているのと、少なくとも私たちが報告してもらおうと期待している人の数がかかり多いので、テーマごとに議論していくというのはなかなか難しいのですが、一応念頭においていただきたいテーマは表紙に書いております。4点ですね。

第1点は、地方自治体がエネルギー政策を作っていくことの意義、そしてどういう政策ツールがありうるのかということです。

第2点は、地球温暖化防止と地域の役割、特に具体的にはどういうフレームワークが有効か。あとで環境省の中島さんの方から、環境省としてはいわゆる JCCCA（全国地球温暖化防止活動推進センター）という地球温暖化防止の地方の枠組みがあって、今度新たに協議会も始まりますし、これから国内政策を取り組んでいくのに地球温暖化防止で、とりわけ今回自然エネルギーに絞った時に、あるいはエネルギーの効率化もあると思いますけれども、そこにどういうふうに統合していけるのかというのが第2点目ですね。

3点目に、自治体内でどういうふうに合意形成をしていけるのか、市民参加をどういうふうにやっていくのかというのが3点目ですね。

それから、4点目は、今後、先ほどルネもネットワークということをお話していましたが、ネットワーク作りと更に国境を越えて、日本と欧州、あるいはアジアと欧州という形で、交流をいろんな形でできるのではないかとというのが、4点目のテーマです。

これらのテーマを少し念頭におきながら、それぞれご報告していただいたり、あるいは質疑応答をしていただければと思います。

順番はあらかじめ申し上げておきます。ただ、適宜しゃべりたいという人はしゃべっていただいてもいいと思います。例えば、能村さんは琵琶湖のアジェンダのお話をしたりとか、そういう話もあると思います。時間は5分から7分と書いてありますがけれども、時間がかかり押していることを考えると、最大5分でなんとか収めていただきたいと思います。最初の諸富先生は基調講演的な側面もありますので、10分間しゃべっていただこうと思います。

ということで、最初は横浜国立大学の諸富さんに、地方環境税の可能性と題して、政策ツールのお話かと思いますが、もう少しそれを広げて、おそらく地方自治体からいろいろ取り組んでい

くことの意義に関してお話いただきたいと思います。

2 番目は、環境省の中島さんで、今いろいろ国会等の関係で非常に忙しいのですが、中島さんの方から地球温暖化防止策としてのエネルギー政策、とりわけ地域からのアプローチという話をさせていただこうと思います。

このお 2 人には続けてお話していただきます。それから、そのあと簡単に議論とか質問等を挟んで、県レベルのほうから岩手県と三重県の方に、岩手県は吉田さん、三重県は釜須さんにご報告いただいて、それから次にもう少し地域レベルということで、中川さんに「びわこ・お陽様基金」の話から口火を切っていただいて、それから岩手の葛巻町、滋賀県の新旭町、北海道稚内市、三重県久居市という、地方自治体レベルからご報告いただいて、それから最後に昨日衝撃的な発表のあった、東京都の取り組みを、かなり大きなプログラムなのでこれも最後に 10 分くらいご報告いただくという形で、適宜、間に時間をとってなんとか 5 時くらいに終わるようにしたいと思います。では、まず諸富さんのほうからお願いします。

「地方環境税の可能性」(資料 1-1)

諸富 徹 (横浜国立大学経済学部助教授)

諸富： 横浜国立大学の諸富です。私からは地方環境税の可能性ということでお話をしたいと思います。今日はまず地方環境税を巡る最近の動向というところからお話をしたいのですが、地方環境税という議論が今、全国的に大変盛り上がりを見せていて、そのきっかけというのは皆さんご存知のように、1999年の地方分権一括法にあったわけです。

この地方分権一括法で可能になったのが、法定外普通税ないしは目的税というものを創設できるということであったかと思えます。この法定外普通税ないしは目的税というものは、それまでは日本においては国による許可というものが必要だったわけですけれども、許可制が廃止されまして、同意というものになったわけです。事前協議というものを経まして同意を得る、同意と許可がどう違うのかというのは、なかなか難しいと点ですが、一方的に国がこれはよいかどうかというのを決定するのではなくて、国と地方が対等な立場で地方環境税がよいかどうかを協議する、そういうふうな大きな変更があったわけです。

それで最近、地方分権一括法以降急速に盛り上がってきまして、産廃税(産業廃棄物税)、水源税、それから包装税といったようないろんなアイデアが地方からどんどん出てきています。こういったことは、私は基本的に非常に望ましいことだと思います。

とりわけ地方環境税というのは、これまでの国と地方の関係というのを大きく変えていく一つの事例になるかというふうに思います。これまではなかなか地方から何か新しいことを出して、そしてそれが全国的に波及する、あるいは国に影響を与えるということは、少なかったわけなのですが、現在の場合、例えば環境税という事例をとってみますと、むしろ地方の方からいろんなアイデアが出てきて、国よりも動きにおいて先行している、地方のほうが先に国よりも進んだことをやっている、そういう一つの代表的なケースにこの地方環境税がなりつつあるというふうに思います。

この地方環境税というのは、いろんな意味でひとつの政策実験であるというふうに考えていいと思います。政策実験というのは、なかなか耳慣れない言葉なのですが、私はこれから全国の自治体が政策実験をやるということが非常に重要であると考えています。

これまでの日本の政策というのは、だいたい中央政府が大枠を決めまして、それを地方政府が実施するという役割だったわけですけれども、それを大きく変えまして政策実験というのは、まず地方でいろんなアイデアを出してそして先にそれを地方でどんどん実施していく。

地方環境税の場合では、三重県では産業廃棄物税というのをやっている。神奈川県では現在議論中ではありますが、水源環境税という形でまた別の税を実施する。あるいは更に他の自治体は、また別の環境税を実施する。こういうようなことが現在起きつつあるわけです。

これから重要なのは、そうやって地方がいろんな異なったアイデアを出して、政策的に新しいことをやっていって、今後はその事例がうまくいったのか、それとももうひとつうまくいかなか

ったのかをちゃんと評価をすること。評価をして、特に成功例についてはなぜこれは成功したのか、うまくいかなかったものはなぜうまくいかなかったのかをきちんと評価して、それぞれ知識を相互に交換していく、普及していくということが非常に重要であると思います。

まさに実験というのは、そういう意味でして、地方でやったことは - 言葉は過激ですが - これは一種の実験になるわけです。三重県の産業廃棄物税がうまくいくのかどうか、たとえば産業廃棄物を減らしたのかどうか、三重県の産業にどういうインパクトを与えたのか、こういったことは他の地域にとっても非常に重要な情報になっていくわけですし、今後そういった情報が例えばもし三重県が成功すれば、成功例として他の自治体にとっても利用可能な知識として定式化した上で、普及していくということが重要であると思います。

そうして、日本の場合には、政策実験を行って地方から政策のイノベーションをどんどんやっていくと、今日皆さんがこれからお話になることはまさにそういうことかと思いますが、まさに地方から政策のイノベーションをどんどんやっていく、そしてそれがさらに国政を動かしていくと、こういうプロセスをこれから作り上げていく必要があって、地方環境税というのはその一番代表的な事例に日本ではなっていくというふうに思います。

地方環境税の根拠というものは、先ほど言いました通り、課税自主権・法定外税というのが可能になったというところに求められるわけですが、今後は地方自治体がどういう環境政策を実際にはやっていくことができ、そのために必要な政策手段と財源はどうやって調達するのかということが問題になってくるかと思えます。

とりわけ今日、問題となっているエネルギーに関しては、温暖化対策というものが問題になると思えます。地方に関しては、これまで温暖化対策というのは、もっぱら国の政策であり、地方は啓蒙普及活動をやるだけでなかなか実際の実効性のある政策を実施する権限と手段が与えられていない、こういうような問題が直面されているかと思えます。

例えばヨーロッパの場合には、よく論じられているようにサステイナブル・シティというようなコンセプトの下にかなり包括的な温暖化対策を自治体を実施しているということがあります。

これは例えば、公共交通機関を拡大させるとか、家計のエネルギー消費を削減していくとか、いろんなやり方がありますけれども、そういう手段を実際にとっていくと。その場合に必要となる財源として地方環境税というもの今後は重要になってくる可能性があります。

ここで問題は、地方炭素税というものがあろうのかとどうかという話に焦点を絞ってまとめたいと思うわけですが、地方炭素税というものが果たして地方で可能かということについては、いろいろと論ずべき点があります。

一つは、炭素税を一地方が課す、ないしはいくつかの地方が炭素税をかけたけれども、それがばらばらになってしまった場合には、経済的に大きな問題が出てくる可能性があります。

そこで、地方炭素税を仕組む場合に、ひとつ考えたいことは共同税で考えるという提案であります。私自身は、例えば産廃税とか水源環境税といったような税の場合には、地域の環境問題ですから、これは神奈川県なり三重県なりが独自で実施するということが可能だし、また実効性あるものだと思いますけれども、炭素税の場合には、地方が共同で導入する、場合によっては、そ

の税収を国と地方でシェアする、共有するという税の設計をしてはどうかと思います。

そのベースの上で、例えばある自治体が、自分のところはさらに別の政策手段との組み合わせ、例えば排出量取引制度との組み合わせをしたい、場合によっては税率をもっと高くしたい。そういうようなことをやりたいということであれば、そういう余地を各自治体に認めておく、こういうような制度設計をしていったらどうかと考えています。地方炭素税をそういうふうにしなから、地方自治体としてはあがってきた税金を使ってはどうかと思います。これが私の提案です。

以上です。

**飯田：** ありがとうございました。具体的に政策ツールのひとつ、もっとも大きな課題のひとつである炭素税を、地方から可能ではないかというご提案です。つづいて、中島さんの方からも環境省の今後の取り組みと、特に、省を離れても結構ですけれども個人的にでも、地域から温暖化対策としてのエネルギー政策についてご報告いただければと思います。

「地球温暖化対策と自然エネルギー」(資料 1-2)

中島恵理(環境省地球環境局地球温暖化対策課)

中島: 環境省の地球温暖化対策課の中島と申します。よろしく申し上げます。

本日は地球温暖化対策と自然エネルギー、そして地域での自然エネルギーの可能性についてお話できればと思います。多分ご存知だと思いますけれども、地球温暖化対策における自然エネルギーの重要性ということで、簡単にお話をしたいとお思います。

気候変動枠組み条約の京都議定書、1997年に採決されたものですが、そこでは2008年から2012年までの温室効果ガスの排出量を1990年の排出量より6%削減するという目標が掲げられています。いま、政府内では京都議定書を批准するための準備をやっているところなのですが、そういった目標が課されることになるということです。

目標を達成するために、エネルギー転換部門、特に自然エネルギーを推進するのは重要であると思っています。それは今、一次エネルギー供給量に占める自然エネルギーの割合が非常に低いと、そして自然エネルギーを推進して、エネルギー転換部門の取り組みを進めていくことによって、温室効果ガスの排出係数が変わってきますから、そうすると産業部門とか民生部門の排出量にも影響するということになります。そういった意味で自然エネルギーの取り組みは、地球温暖化対策を進める上で非常に重要であると思っています。

今、国のほうで、京都議定書の批准の準備作業を進めているのですが、そこで今やっているのは地球温暖化対策推進大綱 - これは1997年の京都議定書の後に策定されたものですが、これを見直して、法律に基づく京都議定書目標達成計画というものを策定することを予定しております。

今、国の政策の中にも、地球温暖化対策推進大綱があるわけですが、その中にも、風力とか太陽光とかそういった自然エネルギーを進めていくことは重要であると位置づけられていますけれども、京都議定書目標達成計画の中にも数値的な目標も入れて、自然エネルギーを推進していくことが重要であると考えています。

2番目ですが、持続可能な自然エネルギーの推進にあたってということで、少し個人的な見解も含めましてお話をさせていただこうかと思います。

私は、平成10年度と平成11年度の「環境白書」の執筆に関わったのですが、その時に2年にわたってひとつの理念を提案しました。それは、地域内の資源循環型の地域づくりをしていくことが、環境保全と地域経済を融合するということにつながるというような提案です。

地域内の資源循環型というのは、特に水・食料・エネルギーとか、われわれの生活の基礎となるものを地域の中で自給・循環・活用していくという、そういった地域の中で資源を循環していく、そういった地域づくりをしていくことが環境保全にもなるし、地域内の経済を活性化にもなるし、そういったことで提案しています。

具体的には、たとえば、なぜ環境保全と地域の活性化が図れるのかという点で言います。例え

ば、今、地域の森林が非常に荒廃していますけれども、その森林を管理して、その間伐材を使ってそれをバイオマス・エネルギーに変えていく、そういうことで地域のビジネスを作っていくことによって、環境保全、地域の森林保全と地域の経済を作っていく、そういったことができるのではないかと、そういった意味で地域の中で自然エネルギーを供給していくということは、非常に重要であると思います。今は経済的な仕組みが、エネルギーの政策上非常に難しい点もあるのですけれども、理念としてはエネルギーを地域の中で自給していくことは非常に重要であると思っております。

今の経済のシステムの中では、そういったものをビジネスにしていくのは難しいのですけれども、新しい経済セクター - 環境白書の中では「協」のセクターと呼んでいるのですけれども - コーポラティブとかコミュニティ・ビジネスとか、いわゆる一般の営利だけを目的とした企業だけではなくて、地域のことを考えて、地域の人々が主体となる、その地域の人々が雇用を作り出す、そういったコミュニティ・ビジネスで水・食料・エネルギーを地域の中で自給・活用するような仕組みを作っていくのが望ましいのではないかとこの提案を白書の中で行っています。

そして更に、今まで環境保護の観点からリサイクル・リユースは重要であると言ってきたのですが、白書の中では再生産可能な資源を地域の中で再生産可能な範囲内で活用していく、特にバイオマス資源に期待されるといったことを言っています。

そういった理念的なことが環境白書の中で提案されているのですけれども、環境省では、以下3つあげたような取り組みを推進してきています。

自然エネルギー・新エネルギーに関しては経済産業省が主管しているということで、直接的な制度的な支援はなかなか難しい状況にあるのですけれども、地域における自然エネルギーを普及する取り組みを支援する事業をいくつかやってきていて、例えば屋久島で廃食油を使ってそれをバイオ・ディーゼルとするような取り組みであるとか、神戸市で生ゴミを使ってメタンガスを発酵させてそれを燃料電池に使う、そういった新しい技術の開発、そういったものを検証事業として今まで行ってきています。

それから来年度からは、脱温暖化地域構造改善事業費補助金ということで、地域の特にバイオマス資源を活用した自然エネルギーを推進する、そういった事業に補助を行っている、そういった補助金があります。そして今、行っているところですが、自然エネルギーの活用によって地域の資源を循環させていく、そういったことをどうやって作っていったらいいのか、そういった調査も始めています。

こういった状況の中で、取り組みを進めているのですけれども、温暖化の観点から言えば、今年の1月に中央環境審議会の答申が出されたのですけれども、その中にひとつ提案をしていることがあります。それは地域において、地域の事業者・行政・市民が、パートナーシップを組んで地域の自然的な条件を生かしながら、取り組みを進めていくことが非常に重要だということで、その取り組みの母体として、地域の温暖化対策の協議会の設置を進めていく、または、社会的な実験をして、温暖化の取り組みをどんどん導入していく、そういったことが必要だ、そういう提案をしています。

今、地球温暖化推進に関する法律の改正をしているのですけれども、その中でも、地域の協議

会のことも法律の中に位置づけたいということで今調整を進めているところです。

そういった形で、環境省としても地域で自然エネルギーを促進する基盤作りをこれからもしていきたいと考えております。

個人的になってしまうのですが、地域の中で、地域の人たちがパートナーシップを組んで、行政だけでも事業者だけでも市民だけでもできないけれども、パートナーシップを組んで初めてできる社会的な実験を推進していくことが非常に重要なのではないかと思います。そういったことを関係者の方々といろいろご相談できればと考えております。

飯田： ありがとうございます。諸富さんには、レジュメの中を見ると、もっと長く話してもらった内容がいっぱいあるのですが、昨年の秋に国内ワークショップをやった時の内容を、この本（『自然エネルギー100%コミュニティをめざして』）の中に諸富さんの講演として収録してありますので、それもまた見て頂ければと思います。諸富さんには、特に地方環境税の話に今日は絞ってもらったのですが、地方からツールを作って社会的実験をやっていきたいと思いますという話をいただきました。

中島さんの方からは、特に最後に今回新たに提案されている地方でのパートナーシップ、協議会といういわゆる「箱」は作って頂く方向に今なっていますので、その中身として今日お話をもらった欧州の取り組みというのは、いろいろ参考になるのではないかと思います。そういった点で、少しこちらの方にお2人からコメント頂ければと思います。

ルネ： 今のご発言、大変興味深く聞かせて頂きました。特に地方環境税ということにつきまして、関心を抱きました。特にEUからみれば15カ国の加盟国があるということで、どういうふうに行行政上の決定を下すのかといえば、EU委員会が発します指令（ディレクティブ）があります。指令の中に目標が掲げられ、そしてその目標に向かって手段を活用する。その手段につきましては自由裁量が与えられておりますので、地方税を使うなり他の措置・手段を使ってその目標を達成するというわけでありませぬ。

したがってその地方環境税に関しては、国家として何か政策目標を掲げて、各地方・自治体として自由裁量が与えられ、その手段の一つとしてこの地方税・地方環境税があるのでしょうか。

そして、ある自治体が地方環境税について個別に税率を設定することはできるのでしょうか。それとも、日本全国で地方環境税というのは、同じレベル・率でなければならないのでしょうか。

諸富： 今の質問ですけれども、まず最初の質問で、EU指令のような目標設定があって、手段に自由度が与えられていて、手段としているんな自治体が地方環境税を採用していく、そういう理解でよいのかということだと思っておりますけれども、実は、各自治体の検討されている地方環境税というのは、明確に欧州委員会の指令（ディレクティブ）のような形で、国の環境政策目標がしっかり決まっています、それを実現するための政策手段として地方環境税は不可欠のものとして位置づけられている、手段として位置づけられている、こういう明確な関係になっていません。

もともとはこういった動きが急に出てきたのは、1999年からです。比較的新しい動きなので、これはどちらかといえば、地方分権推進一括法という法律がもとになっているわけですが、

これは環境政策では必ずしもなくて、地方が独自に一定の限度内で自由に税金を作ってよろしいと認めた法律です。

明確に環境政策上の目標と手段 - 国が目標を定めて、地方がその手段を使ってその目標を実現する - という関係にはなっていません。どちらかといえば、新しい財源調達手段を持ちたい、そうした志向性が強いと思います。

それから第2番目の、多様な地方税を作ることが許されているのかということですが、これは原則として許されていると言っていいと思います。一応税率・課税ベースはそれぞれの地域で独自に定めてよいということになっています。

しかし、これらにはいくつかの条件がありまして、例えば、国の経済政策と反しないこと、地域間の物流を妨げないこと、国が既に税金を課している対象に2重に税金をかけてはいけないということ、この3つの条件をクリアーしているかどうか、その条件があっているかどうかを国と協議しなければなりません。それが満たされれば、基本的に自由です。

ルネ： 補足的な質問ですが、地方環境税というのはある環境上の目的を達成するために環境プログラムのなかで利用されているのか、それとも税収アップが目的ということになるのでしょうか。

ハーマンセン： 実際にデンマークの事例というところでお話をさせていただきたいのですが、デンマークには炭素税というものがあります。COやCO<sub>2</sub>の排出の1%のに相当するものを税金として徴収するというものであります。

化石燃料などを使った場合には炭素税を払わなければいけないのですが、いずれにしても政府の税収となるものに関しては歳出の道というものが決められていまして、炭素税というのは再生可能なエネルギーの育成に使うとか、あるいはエネルギーの節減に役立てるということになっております。

あるいは場合によっては、先ほどお話ししましたエネルギー環境事務所のスタッフの給与というところに補助金として支給される場合もあります。デンマークでは過去からこういうところが政治的な議論の種にもなっていました。

税金として取るのであれば、はっきりとその歳出、その用途を明確にしるということになっておまして、そういう環境関係の税、特に炭素税などに関しては、再生可能エネルギーとかエネルギーの節減というところを目標として使うべし定められているのですが、日本の場合はいかがでしょう。

諸富： 最初にルネさんの質問なのですが、地方環境税が環境計画の中にしっかりと位置づけられて、環境政策上の効果を持っているのかということなのですが、先ほどの私の答えは、国の環境政策と連動した形で地方の環境税が入っているのではないということです。

地方環境税は例えば県のレベル、三重県の産業廃棄物税のケースであれば、三重県のきちっとした循環型社会をつくる、つまりリサイクルを進めていく、そして産業廃棄物を減らしていく、こういう政策目標がしっかりとありまして、これを実現するための政策手段であるという位置付けはしっかりとなされていて、県の環境計画と三重県の産業廃棄物税の関係はきわめて明確

なものであります。

ただし、税収を全く期待していないのかというと、必ずしもそうではなくて、実は税収への期待というものは当初かなりあったわけです。しかし、実際に三重県の産業廃棄物税を導入するぞと、実はこの4月1日から導入されるわけですけれども、導入するぞというアナウンスがあっただけで、相当すでに産業廃棄物が減ってきてまして、その結果税収は当初見込んでいたよりも相当落ち込むということが、もうすでに明らかになっています。

2番目のご質問ですけれども、税収目的です。法律上は、地方環境税はいわゆる目的税、税収を必ず環境目的に使うということも可能ですし、一般財源にすることも可能です。つまり特定目的に使わないということも可能です。

しかし、現在検討されているたいていの地方環境税は、環境目的に目的が限定されています。三重県の場合では、リサイクルの促進、産業廃棄物自体を減らすという目的のために使われますし、神奈川県で現在交渉されている水源環境税のケースですと、例えば森林の保水能力を維持するために使うということに目的が限定されている。これから出てくる地方環境税のケースもそういうふうになっていくと思います。

**飯田：** 具体例は実際にこれから三重県の方に、少しご説明頂ければと思います。三重県の釜須さん、引き続いて岩手県の吉田さんも県レベルの施策ということで、短時間で申し訳ないのですけれども5分くらいお願いします。

「問題提起」(資料 1-3)

釜須義宏(三重県政策調整課)

釜須: 三重県の政策調整課におりまして、エネルギー政策を担当しております釜須と申します。三重県からは、資料 1-3 にございますように、次の 3 点についての問題提起をいたしたいと思っております。

### バイオマスエネルギーについて

バイオマス・エネルギーは、間伐材などの林産系、牛や鶏の糞などの畜産系、わらなどの農産系や生ゴミや下水道汚泥などの生活系と、その資源は多様です。資源が多様であるということは、その活用や利用法も多様になり、画一的な手法が適用できない、すなわち地域の特性に合わせて様々な活用ができる分散型エネルギーであると考えています。

このバイオマス・エネルギーの問題点として考えられることは、バイオマス・エネルギーにかかる経費の問題であると三重県では認識しています。

現状では、イニシャルコストとランニングコストの双方が事業化の大きなネックになっています。三重県では県独自に県内でバイオマス・エネルギーの可能性のある地域のシミュレーション、イニシャルコストとランニングコストのシミュレーションを何地区かでやっています。それと平行してメーカーの方に、それをやった時の経費の算定手法等もお願いしています。

平成 13 年度には、まだ結果は出てきていないのですが、それを受けて来年度以降実際にそれが実証できるのかどうかを地域と共に話し合っていきたいということで、これは政策調整課と環境部、それと三重県では農林水産商工部というのがあるのですが、その担当部と 14 年度協議会を持っていきたいということに実際にはなっております。

しかし、そのシミュレーションの途中経過においても、イニシャルコストとランニングコストというのがネックになっております。バイオマス・エネルギーの規模をどういうふうに位置づけるのか、各家庭レベルのバイオマスを活用するのか、それとも地域全体のバイオマスを活用するのかで、また手法等が変わってきますので、今後の検討課題のひとつであると認識しております。

### 風力発電について

風力発電は自然エネルギーの分野で最も採算性に優れていると言われております。本県においても、後ほど本県久居市のほうからウィンドファームについてご報告あるかと思いますが、青山高原ウィンドファームが 700 kW の風車 20 基を、平成 14 年度末の完成にむけて現在建設中です。

しかし、この事業においても、自然公園法や森林法の規制により着工までに相当の時間を費やしました。確かに、大規模なウィンドファーム事業は、その地域の風景や森林の形状を変える可能性があります。今までは、このような法律にあまり抵触しない地域での開発が進んできましたが、風力発電の適地性から今後は自然公園法などの規制にかかる地域での事例が増えてくる可能性が考えられます。

風力発電という自然エネルギーの公共性や環境性と自然公園法などの調和をどのように考えていけばいいのかというのが、今後三重県でも検討課題になるうかと思われれます。

## 自然エネルギーの総コストについて

それとこれはちょっと本日の議論から外れるかもしれませんが、自然エネルギーの総コストについて問題提起いたします。例えば住宅などの太陽光発電は、国の支援策や大量生産化による単価の低減などにより近年加速度的に増加しています。一方、太陽光発電パネルの耐用年数は約 20 年といわれています。すなわち、20 年後には耐用年数の過ぎたパネルが大量に、不要物・ゴミとして出回る可能性があります。

本県は太陽光発電をはじめ、環境にやさしいといわれる自然エネルギーを推進しておりますが、その機材等の処分法までを含めた総コスト、環境コストの明確な説明を求められて苦慮しております。

パネルのリサイクル・リユース策については経済産業省においても研究が進められていると伺っておりますが、パネルのリサイクル・リユース策の現状と総コストについて御教示いただければありがたいと思っております。以上です。

**飯田：** 質問が中心でしたけれども、このブックレット（『自然エネルギー100%コミュニティをめざして』）の 61 ページに三重県の産業廃棄物税に関する説明があって、これは部署が違うかもしれませんが、なにか補足はありますか。

**釜須：** ちょっと部署が違うので。

**飯田：** そうですね。質問は後で、ゾーレンかジャン・ポール、もしくはどなたかに答えていただくとして、続いて岩手県の吉田さん。

「都道府県における環境・エネルギー施策構築の課題について」(資料 1-4)

吉田和明(岩手県企業局総務課)

吉田： 岩手県企業局の吉田と申します。企業局は発電やっておりますので、エネルギー関係ということで、本来、政策調整部局がくれば良いのですが、ちょっと都合が悪いもので。

最初に先ほどの話を受けて、環境税の関連ですが、時間がないので早口で申し訳ないです。

環境税については、岩手県ではこれから北東北 3 県で青森、秋田、岩手で、諸富先生がおっしゃったような形になるかどうかは分かりませんが、共同で産廃税を検討しようという段階です。

それから自然エネルギー一般については自然エネルギー条例をここ 1~2 年で検討しようという状況ですが、今の方向性とすれば北海道のような理念条例で終わりそうではないかという想定ですが、そこは今後の検討です。

今日のお話ですが、私からは都道府県の行政が環境エネルギー政策を構築していく課題についてお話させていただきます。

まず一番目に県としての政策形成の課題に触れる前に、国における縦割り行政の問題に触れたいのですが、これは県レベルの課題というのは、先ほどの地方分権一括法の話もありましたが、進んだといってもまだその国の行政システムに起因している課題が多いということです。

環境問題とエネルギー問題は表裏一体ですけれど、環境エネルギー問題に関する総合的な政策を所管する省庁は環境省、資源エネルギー庁、厚生省と 3 つあるわけですし、その他にも個々の事業官庁では、環境にやさしい事業であるとか、バイオマス関連の事業であるとか、色々な事業を行っているわけで、今、環境とかエネルギーとかの関係事業を行っていない省庁を探す方が難しいかもしれません。

そういう意味で環境エネルギーの問題は従来の縦割りの行政システムだけでは一元的に対処するのが難しい、省庁横断的な課題だと思います。

ただ国の行政システムというのは残念ながら、まだこのような総合的課題に対応できるような仕組みになっていないということが問題であろうと思います。具体例を挙げる時間はありませんけれど、このようなことを県の職員が挙げると問題かも知れませんが、例えば原子力エネルギーの削減というのはヨーロッパでは主流なわけですが、これは二酸化炭素による地球温暖化とは別の次元で、より深刻な環境破壊の可能性があるということなのですが、にもかかわらず我が国の場合には原子力は二酸化炭素を出さないクリーンなエネルギーだから地球温暖化防止に対する有効なツールであるというような方向になっている。原子力は特に岩手県の場合は、他県の原子力の恩恵を蒙っておりますので、私はまったく必要ないと言い切る自信はございませんけれども、ただ政策形成過程の問題として捉えた場合は、エネルギー供給の問題と地球環境問題の調整が、国レベルでとられていないという結果ではないかと考えております。

次に、国の行政システムの問題を前提として、岩手県の環境エネルギー政策の現状と試みについて、木質バイオマスの普及促進に関する事業を例にとって簡単にご説明したいと思います。

具体的な事業の内容は時間がないので省略して、組織やシステム中心にお話しますが、あくま

で試行錯誤の段階です。各部局の本来の環境エネルギー関係の政策や事業はもともと国の省庁に対応する形で作られていますので、基本的には他の都道府県もほとんど同じだと思いますが、縦割りになっているわけですが、今年度当初に大幅な組織改正を行いまして、ある程度の工夫はしているということです。

大雑把に言いまして、図にあります通り、環境省に対応するのが環境生活部の環境生活企画室と環境保全課。それから資源エネルギー庁に対応するのが、環境生活部の資源エネルギー課。廃棄物処理などの関係で厚生省に対応するのが、資源循環推進課ということです。お分かりのように、これらの同じ部局のなかに組織されていますので、一応1人の部長の権限で環境エネルギーに関する政策の調整はできるという形にはなっています。

ただ、事業官庁に対応する組織はそこに書かれていますとおり、概ね1対1対応の形ですので、木質バイオマスの例をとれば、新エネルギーの普及として捉えた場合の所管は環境生活部ですし、新エネルギーとしての木材などの供給の所管は農林水産部ですし、それを燃焼させるストーブなどの開発は商工労働観光部ですし、それから高エネルギー事業として、仮に木質バイオマスを燃やした場合は、企業局が担当になるということになります。

もうひとつ最初、総合政策室は、県の総合計画を策定する企画部門で、本年度から総合政策室という名称になっていますけれども、ここが計画の企画だけではなくて、推進にもある程度権限を持つような仕組みになっています。

総合計画の中の環境エネルギー政策の位置付けは、両極横断的な政策の基調3つのキーワード、「環境」、「ひと」、「情報」を作っています、その中の1つが「環境」だということで、環境という言葉にはもちろんエネルギーも含まれます。そのくくりの中で、「環境首都いわての創造」ということが、ちょっと恥ずかしいのですが、1つの目標になっていますけれども、具体的中身はこれからということです。

計画の推進のためには、行政評価システム、政策評価システムを作って、施行しているのですが、政策と事務事業の評価をしてスクラップします。スクラップ・アンド・「ビルド」のほうは、予算編成の前に翌年度の重点化施策というのを決めて、その施策に沿った事業を積極的に予算化します。来年度の項目は8項目なのですが、環境首都実現に向けた取り組みというものが「環境首都いわての創造」ということが掲げられていますので、その中に環境エネルギー政策を網羅するのではなくて、一応木質バイオマスなどの新エネルギーの利用促進とか、産廃の適正処理の推進とか、特に重点的に取り組むと判断した採用枠が7つあります。

予算編成して公表するときにも、各部局ごとに事業請求するのではなくて、重点化政策ごとに整理しますので、仮に国のいろんな省庁が競って環境とかエネルギーを中心とする事業を提起していても、一様にそれを受けて各部局がばらばらにやっても、似たような事業を同じ地域で別々にやるということはチェックできるということです。

各部局の、右側に書いてあるような、木質バイオマスに関してだけとりあげると、そこに書いてあるような事業があげられて、調整をするということです。

一応そういう形ですので、別々の省庁の補助制度を使って今度は逆に効果的な事業ができる場合には、実施部局は別々でも同一名称の事業でくるとか、連携させるとかということではできません。少なくともスケジュールを合わせるとかいう形で連携して進めるということになります。

その他に、各部局の企画担当者がメンバーとして、政策形成グループというのを今年の試みで作りまして、それぞれ各グループが本来業務の合間に試行錯誤しながら活動しているということですが、必要に応じて先進事例調査とか、海外事例の調査とかさせていただけるようになりましたので、本県としては太っ腹な試みかなと思っております。

実は私もその中の環境関係グループの一員で、実はサムソに行かせてもらいまして、ハーマンセンさんにそこでいろいろ隅々までサムソを案内してもらったのですが、今年度の成果は取りまとめ中なのですが、来年度の予算要求の時期には関係部局に対して、この間、飯田さんがA E R Aに書いていたのでちょっとやりにくいのですが、100%自然エネルギー・モデル地区指定ができないかと思っております。

あるいは、環境エネルギー事務所みたいなモデルを地域の試みとしてできないだろうかとか、あるいはサムソ島と交流するとか、そういう具体的な事業を実現するかはわかりませんが、提言したいという風に思っています。

最後に課題ですが、こういうように話してきますと、岩手県の環境エネルギー政策は非常にうまくいっているかのように聞こえると思うのですが、仕組みが整っただけで実際にはいろいろな問題があるわけで、すぐには円滑にはいきません。3つ課題を挙げてみたいと思います。

## 1. 各省庁の補助事業メニューに従って立案され、調整されていない事業

第1の課題は、都道府県も実施している環境エネルギー関係の事業というのは、まだ独自の企画というものが非常に少ない。金がないこともありまして、国の省庁の補助メニューに従った事業が大部分であると。その結果、必ずしも調整された県としての環境エネルギー政策として方向性をきちんとした形のポリシーといえますか、方向性を打ち出すような形には正直言ってまだなっていないということです。

これは、県の方向性が明確でない、もっと検討すべきだということもありますが、もうひとつは国の政策が縦割りで立案されていることの影響だろう、反映だろうと思います。

例えば、エネルギー政策というのは、先ほどから話しが出ていますように、これまで国の専権事項でしたので、県の責務ではないということで、電力供給をとっても岩手県の場合には電力自給率はわずか25%です。これは津波の常習地帯だとかということもありまして、原発とか大規模火力などを立地するのがなかなか難しいということもありまして、自然条件によるところも大きいのですが、その分をいわゆる国の政策の九電力体制で補っているということですが、今後電力自由化が本格的に検討されて来ますと非常に心もとないという状況です。

そこで、対応ですが、いずれ自らの問題として、県レベルで環境エネルギー政策を考えていく必要があるだろうということです。そういう中で、地域でできるだけ少しでも自給率を高めていきたいと思います、考えていくことです。

住民負担とか、多額の事業費を伴う制度とか事業でなくても、そういう取り組みを多くの地域がすることによって、国の政策を確実に促すことにつながっていくのではないかと思います。

ただ、地域ごとに考えるといても、国全体としての方向性というのがはっきりしていることが必要ですし、必要な意味での経済性を考えていった場合、やはりサムソのように地域だけすべてのエネルギーをまかなうという可能性がある地域は、ある程度限られてくるのだらうと思いますので、岩手県の条件に当てはめてみますと、やはり県レベルとした自由化の流れの中でもある程度広域のエネルギーの供給が維持されるための仕組みを国には働きかける一方で、やはり地域分散型の再生可能なエネルギーの拡大に努めて、少しでも自給する。もちろん省エネを進めながらということですよ。

そういう意味では、理想だけで再生可能エネルギー100%というのは県レベルではなかなかそこまでいかない。ただ、努力はすると言う方向を施策としてきちっと組上げていくことが必要ではないかと思います。

## 2．横断的な施策を形成し、事業を推進する仕組みになっていない組織体制

第2の課題はそういう認識を持ったとしても、横断的にその政策を形成するような、事業を推進するような組織体制が国だけではなく、県でも整っておりませんので、先に紹介したような本県の新しい組織で考えてみますとうまくいきそうなのですが、実際にはまだまだ理想的な形にはいっていません。

例えば、職員の意識レベルもそのような段階にまだ至っていませんし、これまでそういう都道府県レベルでやってきたことはないですね。ほとんど縦割りなんですよ。これはうちの仕事じゃないとか、木質バイオを使って普及はさせるけれども、電気はうちは知らないとか、そういうような話になってしまうのですね。

やはり余計な仕事だとか消極的な気持ちが先に立つという抵抗感とか違和感があるのは事実ですので、実際のところ試行錯誤の段階です。

ただ、このようなやり方が機能し始めますと、次の段階ではできるだけ組織をフラットにして、横断的な政策についてはその都度専門的な知識を有する職員を集めて専任のプロジェクトを作って、とりあえず施策を作るところまでやってみるとか、そういうことが可能になってくるのかもしれない。

ただ、環境エネルギー政策というのは生活レベルの問題ですので、具体的な事業というのはやはり市町村であらうと思います。あるいは、理想を言えば、EUのような形の政策ツールとしての環境エネルギー事務所みたいなものに対して市町村もむしろ参画するという形が必要なのだらうと思います。

その場合、都道府県というのは、市町村の活動を支援する、国に地域レベルの環境エネルギー施策の助成のあり方を提言する、あるいは国レベルでの政策をそういう方向で確立させるというような役割を担うということではできないのではないかと思います。

## 3．住民の意識に追いついていない行政

最後に、第3の課題は先行する住民の意識をどのように行政が施策に生かすかということにな

ると思います。やはり日本では、公害対策とか、ヨーロッパの場合の原子力政策とかを見ればわかるように、一般的に市民運動が先行して、行政が後についていくというパターンが多いのですが、具体的に本県で言うと、ここ1年、岩手県は木質バイオマスですごいと言われるのですが、わずか1年半くらい前に民間の人たちが研究会を立ち上げて、県でどこにそんな人がいるか、どこに相談したらいいかわからないと言いながら、手当たり次第、県の職員を巻き込みながら活動して、結果的には先程のような事業がばたばた出てきているわけです。

ただ今でも、その研究会に対する県の窓口は、はっきりしておりません。いろいろな問題があるからなのですが、結局先ほど言ったみたいに個々に縦割りで対応する形になるのですね。そこで従来の場合、そういう時に協議組織を作ればいいじゃないかということなのですが、実際には個人でも組織でもいいのだけど、権限を持って強力にコーディネートするような人とか組織がないと、ただ単に連絡協議会で終わってしまって、政策までいかないというような問題があると思いますので、それが課題であろうと思います。

結論ですが、やはり環境エネルギー政策というのは、行政が押し付けるということではうまくいかないで、やはり民間のそうした意識の高まりを捉えて、政策を形成するという意識をやはり行政が持たなくてはならないだろうと思います。それから住民なり事業者が求める政策というのは、単独の部局だけで実現が難しい課題ですので、それを受け止める側の行政の意識とか組織体制を、これらの課題を通じて弾力的な動きができるように整えていく必要があるだろうということです。

飯田： どうもありがとうございます。岩手県の場合は、環境の下にエネルギー部があるということで、去年の秋までのデンマークの環境エネルギー省のような形で日本では例外的かもしれませんが。特に今、吉田さんに指摘していただいた問題点というのは、既存の組織の内側の問題と、県という下に市町村があり上に国があるという今度は違ったレベルの組織間の問題、そういうところは恐らく彼ら2人もちょっとコメントがあるのではないかと思います。

エネルギー環境事務所というのは、いろんなステーク・ホルダーが関わっての新しいプロセスですし、欧州と地方自治体・ローカルなコミュニティが協力するというのは、ある意味で従来の組織、国をスキップすることになります。その辺の話について一言お願いします。

ハーマンセン： 重要なのは、国がすべての計画を前もって決めて、それを押し付けるということではないと思います。プランナーたちはすべてを決めて立ち上げようとするかもしれませんが。ただ、デンマーク・サムソ島の場合でありますと、100%再生可能エネルギー化できないかということをお大臣がひとつの課題として提示し、その計画自体につきましては住民も参加してそれに向かって動き出したということであるわけでありまして。

ですから、ほんのアイデアがその地方に対して与えられて、最終的な計画なりマスター・プランというものは住民たち、地方自治体・地方がすべて関わって行ったわけでありまして。

もちろん、住民たちの方が地方に密着しているわけでありまして、資源がどこにあるかということも把握しておりますし、住民としても忙しく計画の実行にあたったというわけでありまして。

ですから、中央の方からくどくどと何か計画を立案し、それを説明し、そしてそれでがんじが

らめにするのではなく、アイデアを提示し、そして地方が創造性を発揮できるようにするということが重要だと思います。これは私の提案とさせていただきます。

ルネ： 2つの県の方々からプレゼンテーションを聞かせていただきましたけれども、エネルギー政策にまつわる措置、行動をとる場合に県というのはベスト・レベルなのでしょうか。それについて、質問を投げかけてみたいと思います。

それと、もう少し具体的な質問として、三重県の方が説明いたしましたプロジェクトには、地域の当事者はどれくらい密接に関わっているのでしょうか。それから岩手県の方は、政策決定グループがあるというようにご説明になりましたけれども、そこには NGO とか消費者団体の方は代表されているのでしょうか。

吉田（岩手）： 岩手県の方から。最初の県レベルがどういうものかということですね。私が申し上げたように、環境エネルギー政策については最適レベルは市町村、あるいはサムソ島レベルのようなところ、生活密着型のほうがいいと思いますので、県は - 県という組織自体がちょっと理解できないのかもしれませんが - 環境エネルギー政策については国との中継ぎでいいのではないかと考えています。正直言って、ハーマンセンさんがおっしゃられているようにアイデアを与えればいいというそのアイデア自体が実は、県も国も環境エネルギー政策というのは今日本は過渡期で、まだはっきりしていないというのが実態です。そういうこと自体に問題があるのだらうと思います。

それから政策形成決定グループではなくて、今年から集まって、やってみようということなので、方向性としてはそもそも県としてどういう形でどういう政策決定をしようかということ今検討していますので、ルネさんがおっしゃるように、NPO の参加だとか、サムソのような環境エネルギー事務所に類似するようなものをどこか1箇所できないだろうかということ提言しようという段階で、まだ政策として固まったものではありません。以上です。

釜須（三重）： 三重県のプロジェクトですが、来年度から実際に市町村と県という形でやっていきたいと考えています。当然市町村の中には、木質系バイオマス系であれば、森林組合であるとか製材業者であるとかの意見を組み入れますので、基本的には窓口は市町村になるのですが、関係団体にはもちろんその辺に入ってくださいということで考えております。

飯田： まだいくつか議論しておきたいこともありますけれども、時間が相当押してきましたので、これから中川さんから始めて5人、5分厳守でオムニバスのシリーズで、今度はまさにローカル・レベルでのアクションが、日本でいろんな形で行われている事例をフラッシュのご報告をしていただいて、そこでちょっとまた簡単な意見交換をしてみたいと思います。

湖国 21 世紀記念事業「びわこ・お陽様基金」(資料 1-5)

中川修治(「太陽光・風力発電」トラスト)

中川： 市民共同発電所といいまして、太陽光発電を共同出資の形で、全国、主に滋賀県などで作ってきたものです。これは、市民が直接お金を出す公共事業だというふうに私たちは思っています。やってもらうのではなくて、自らが自分たちのお金で発電設備を作り、それがグリッド(送電網)につながっていることによって、ちゃんと自分たちの生活を支えているというものだという事です。

それで、これをちょっと見ていただくとわかるのですが、発電原価が大体 225 円くらいかかっています。それが日本の場合には、太陽光発電に対する補助金があって、だんだん下がって、今は大体 70 円くらいになっています。これは補助金が入ってない段階の価格です。それにもかかわらず、国は補助金を出し続けて普及を図っていますが、実は今年、国が出している補助金は 235 億円ありましたが、予定が 5 万件あったのですけれども、2 万 3 千件、現在応募がきている段階で、おそらく 100 億円余ります。このような補助金をまだ続けるのかというと、あきれてしまって物が言えません。

それで、更にこうした補助金に、それだけではやっぱり、これは先にすると損をするという代表的な例でございますので、風力の場合はもう儲かるようになっていきますから、補助金なんか出さなくても普及するのですが、ということで更に上乘せの補助金をしていますが、ということは先にやった人のほうがますます経済性としては悪化するという悪循環を生んで、どうせ太陽光発電というのは工業製品ですので、待っていると安くなりますので、じゃあ待っていて安くなってから買おうとしかみんな思わないから、なかなか普及しないという事態がどんどん進んでいます。

そこで、私たちはこうした変なことがそのまま進むのは嫌だなということで、本来エネルギー供給というのはこのような形になっているのですけれども、太陽光はピークのところをカットする効果もありますので、先にやった人が損をしないような価格で 20 年間保証するようなシステムがいいのではないかとということで、ドイツのアーヘンで始まった発電原価の買い取り保証方式というのを、地方レベルで、滋賀県に対してやってはどうかという提案をあげてきましたが、なかなかしてもらえませんでした。もともと、われわれの税金だからやってもいいのだけれど、お金がないからとかエネルギー政策は国がやるものだからと言ってやってもらえなかったのですね。

それで、去年実は、レジユメのほうにも書いてありますが、「湖国 21 世紀・お陽様基金」というものを県のほうに提案しました。これは、県が市民事業として、環境にいいことだったら市お金を出しますということがあったのですね。300 万円くらいもらって、私たちが作った滋賀県の発電所というのは、こここのところに 3 つあるのですけれども、この 3 つに対して発電原価を保証するという形で 1 年だけやりました。その結果、参加されている人たちが、1 人 1 口 20 万円ずつで分割所有しているのですが、この人たちが集まって言ったのは、このお金で次にもうひとつ発電所を作りたいよねというふうな形で、更に発展性のあるものにしたいという評価が得られました。

ただ、政府のほうは、とりあえず先にやったのは環境にいいことをやるのだから、犠牲的精神

でやるのはそれでいいのではないかとということで、後からやれば得なような仕組みがそのまま続いております。

実は私たちが考えているのは、地方レベル・地方政府レベルで、市町村でやる場合は、発電原価保証をするときのお金というものを地域通貨で支払うべきではないかと思っています。なぜなら、そここのところに発電所ができるということは、きれいな電気というか、エネルギーが生産されるわけですから、そこに担保されたその地域の経済がどういうふうに戻るかという仕組みを新たに作っていくべきでしょうし、現在のような補助金という形でお金が降ってきても、今までの箱物行政と同じように、まさにそのまま中央に還流してしまう形で、相対的に地方がどんどん窮乏化してしまうという問題点があるというふうに思いますので、そういうふうな方向で進めたいということで、現在、各新エネルギーの策定事業をやっているところなどに、お声を掛けさせていただいているところです。

飯田： では続いて、岩手県の葛巻町、お願いします。

葛巻町（資料 1-6）

近藤勝義（岩手県葛巻町環境エネルギー政策課）

岩手県の葛巻町です。私のほうからは、東北の酪農地帯から現在畜産バイオマス利用の取り組みの話を中心にさせていただきたいと思いますが、その前に、2000年の8月にわが町で風サミットを開催していただきました。その際に、コーディネーターの飯田さんのほうから講演をしていただきまして、最後までいまだに残っている言葉というのは、「新エネルギーを進めるのだったら、他の産業と結び付けるなど、ユニークな発想で楽しくやってください」というアドバイスを受けました。

それから1年半、少し視点を変えまして、課題もありますが、わが町がどんな思いで、どんなことを行っているのかということを紹介させていただきたいと思います。

### 葛巻町新エネルギービジョン策定

ビジョンを作りましたのは99年3月ですが、基本理念「天と地と人のめぐみを生かして」ということで、町にある資源を生かしながら、自然エネルギーを町民一体となって進めましょうというようなことです。言うことは簡単、やることは難しいです。その中で町民に言っていることは、一言で言えば負の資源という対策が必要なもの、処理が必要なものを生かすことによって効果が生まれるということで、なんとか理解を得ながらというような思いで進めております。

### まちづくりにおける新エネルギー事業の位置づけ

まちづくりにおける新エネルギー事業の位置づけというのは、そこに書いてありますが、山間地のもつ豊かな自然と資源を生かしながら、「ミルクとワインとクリーンエネルギーの町」をキャッチフレーズにして、環境問題に積極的に取り組むまちを情報発信したいということです。

これまでまちの産業をみますと、自然的地理的条件が悪いということから、酪農地帯を目指して昭和50年から大規模農業開発事業を行いまして、現在1万頭の牛、当時30トン絞っていた牛乳が今は100トンというふうなミルクのまちになりました。

一方で山が87%というような森林資源を生かす方法として、山にある山葡萄の鉄分に注目いたしまして、ワインの開発・販売を行ってきました。ワインのまちになりました。

そういった飲み物、食べ物を人間に提供しながら、今度はクリーンエネルギーを作ってみようということで、まちとすれば、3つ目の大きなプロジェクトになるわけですが、ミルクと、ワインとクリーンエネルギーのまちを推進しようということになりました。

### 新エネルギー事業導入状況

町民がわが町の自慢と言った場合に、いつかは風力発電、あるいはバイオマスプラントとなってくればという気持ちで取り組んでおります。

これまでの導入状況としましては、99年に風力発電3基1200kWできました。2000年2月に中学校に太陽光発電システムが50kWできました。バイオガスの高度利用に関する研究も2001年9月から開始しております。同時に風況調査を行っていましたが、2003年の12月には待望のウィンドファーム、2100kWのウィンドファームが完成する予定です。もう着手しました。

それから民間企業が行っている木質ペレットの利用という部分では、1988年に、地元山財を使ったモデル木造施設がございます。その施設に木質ペレットボイラーを導入しまして、現在も使っております。この背景には、わがまちには日本で唯一木質ペレットを製造販売している葛巻林業があるということもありまして、現在そうしたボイラーの普及に力を入れているところです。

さて、前段が長くなりましたけれども、クリーンエネルギーを推進する、あるいは東北一の酪農郷だということのをわがまちの謳い文句にしておるのですが、それならばやらなければならない行政課題は、やはり畜産バイオマスの有効利用ということになってきます。

一方で、平成11年には畜産排泄物の適正管理あるいは処理に関する法律ができて、畜産における環境問題の対応が大変深刻化してきました。そういった中、2000年にNEDOの補助金を受けまして、畜産バイオマスの有効利用についての調査研究を行いまして、まちの自然的な条件あるいは農業構造等にあったバイオマスガスプラントはどういったものがあるかという結論を出しました。

そこで残る課題は、なんといっても設備コストあるいはランニングコストが高いということになります。また、起こした電気を売ろうとしても発電コストに見合ったものにならない、技術が難しいというものがあります。そこでやめれば従来の研究となんら変わりはない、まちとして何か取り組めないかと考えました。もちろん、ここにあります自然エネルギー促進法とか、支援として当然強く望みます。

一方で、町ができることはないのということをこれまで考えてきました。

## 今後の取り組み

今後の取り組みということで、畜産バイオマスの有効利用と資源循環型の農業の確立を目指しています。ここが東北一の酪農郷というならば、それなりの責任ある取り組みということで認識をしながらやっていきたいという風に考えております。

ひとつは、バイオガスプラントの建設を2002年、今年の事業として取り組みます。規模としては、乳牛200頭の糞尿と生ゴミ1トンを混ぜて攪拌をし、ガスを取るというものです。集落営農的な3戸から5戸くらいが組んでできるバイオガスプラントが是非できないかということで、モデル的なものをわがまちはひとつ作ろうと思っております。

一方で、メタンガスの付加価値を高めることができなければ進まないということにもなりまして、2つ目が産学官の研究による研究共同体（コンソーシアム）というものを2001年、昨年より立ち上げました。5年間研究を行います。自らとは言いながら農水省の補助金、売却事業で行っているものであります。

研究課題としましては、バイオガスの高度利用、出ましたメタンガスを精製しまして、燃料電池の燃料にするまでの研究を行うという内容であります。これにつきましては、東北大学、清水建設、岩谷産業、三洋電機とまちがひとつの共同体をつくって現在研究に着手しました。

これから新エネルギーとして燃料電池が非常に注目をされるという部分では、この燃料電池の開発、コスト面では国家プロジェクトも立ち上がっており、エネルギー産業の中心的企業のほと

んどが燃料電池の開発に取り組んでいるということで、かなり期待していますが、どうやったら燃料電池が市場に出回るかとか、バイオマスプラントが普及するかということは、私はなかなかわかりません。ただ、わがまちの取り組みの中で、このコンソーシアムの中の位置づけは、そうして開発した燃料電池を農家を中心に集団的に普及できる方法を検討していくというところであります。

最後になりますが、酪農地帯でありますから、BSE（狂牛病）の問題もあります。酪農家にとっては非常に厳しい経営状況です。そういった中でこういったメタンガスを利用した農業に新たな魅力を付加できるようなことができないかということに期待を持っております。

環境に優しくしなければならないということは、共通課題共通認識であると思いますので、そういった中で、ひとつの自治体がこのような取り組みをしているという部分を紹介させていただきましたが、いろいろアドバイスを頂ければと思います。

最後に、どうぞ岩手の葛巻でいつかはミルクとワインを飲みながら、クリーンエネルギーあるいは環境問題について話をさせていただければと思います。

**飯田：** どうもありがとうございました。お話を聞くとますます発展をしております、大変びっくりしました。資料順でこのまま行きますと、滋賀県の新旭町の清水さん、お願いします。

「自治体発のエネルギー政策とその実践」(資料 1-7)

清水文和(滋賀県新旭町企画広報課)

清水： 滋賀県の新旭町というところから参りました清水と申します。新旭町での新エネルギーの取り組みとか、今までやってきてどのような課題があるのかということをお話させていただきたいかと思えます。

新旭町では前から自然エネルギーに取り組んでいる町ということではございませんで、現町長、海東英和が平成 11 年 2 月に就任しましてから、町長が環境と福祉については力を入れていくというようなことで始まりました。

ここに平成 12 年 3 月と書いてありますけれども、平成 11 年の 1 月ごろから防災倉庫というのを建築しております、そのとき平成 11 年の 2 月に海東英和町長が就任になりまして、急遽その防災倉庫に太陽光パネルをつけようということで、急遽太陽光パネルが設置されたというようなことになっております。

その後、平成 12 年度に自然エネルギーのビジョンを - これも町長がこれからは環境作りが一番大事だということで - 急遽つくることになりました。その中にいくつかのプロジェクトがありますが、特に一番上の風車村自然エネルギー公園というようなことで、新旭町には風車村という公園がありまして、それを自然エネルギーの公園にできないかなというようなことが書いてあります。それと、一番下に、菜の花プロジェクトということがありますけれども、これも新旭町は米所ということで水田がたくさんあるのですけれども、このごろの転作問題がありまして、かなり休耕田が増えていきます。その休耕田を利用して菜の花を植えて、その菜の花から油をとって BDF を作れないかなというようなことが書いてあります。

その後、13 年の 4 月には菜の花サミットとか、13 年の 5 月には環境自治体会議なども開催されました。13 年の 8 月から、大体 2 週間くらいかけて、自然エネルギーをみんなにもっと知ってもらおうということで、自然エネルギーの体験展示ということもさせていただきました。その後、8 月から 11 月まで自然エネルギー学校ということでバイオガスのプラントを作ったり、バイオマスを利用したりということで、延べ 5 回開催しました。

今後の取り組みなのですが、太陽熱の温水器について補助金を出していこうとか、新旭幼稚園が建設されるのですが、それも子供たちに自然エネルギーを身近に感じてもらうということで、その施設に OM ソーラーとか太陽熱温水器、パネル、ペレットストーブなどを設置しようというようなことを考えております。

先程、中川さんのほうからも市民共同発電のお話がありましたけれども、住民の取り組みとしまして、市民共同発電所を 13 年 12 月 2 日に通電しました。これはエネルギービジョンをつくっている時に、住民の方々がビジョン作るだけで終わってしまうのはもったいないね、なにか自分たちでできることからしようということで、1 人 10 万円で 22 人集まりまして、2.9kW という市民共同発電所を作りました。先程中川さんからお話がありましたように、その補助金も頂いています。

中川：きれいな電気の生産奨励金と言ってください。

清水：奨励金を頂きました。来年度もまた、新エネルギー学校を進めていこうという話を進めています。いままでこのような自然エネルギーの取り組みを進めてきましたけれども、やはり問題としましては、町の財政は非常に厳しいということであります。市民共同発電のような民間の力を利用しながら、これから進めていくということが大切なのではないかと考えております。

未来を担う子供たちに、環境問題であるとかそのために自然エネルギーは必要であると教えていきたいというふうに考えております。

飯田： どうもありがとうございました。

中川： ちょっと補足させてください。市民共同発電所については、住民の方の力を利用しながら、というよりも、住民が主体となって動くものを行政がサポートするという形でやっていただきたいと思います。

それと、自然エネルギーはコストが高いということを必ず言われるのですが、そのコストというのは恐らくその地域で作った時のコストなのですけれども、じゃあ化石燃料で作った電気が安いからといってそっちを選ぶのかというと、地域ということを考えるとその地域からその分お金が流れ出しているということですよ。相対的に窮乏化しているということですから、果たして本当に安いのかどうなのかという視点を、地方自治体・地方の方に持ってもらいたいというのがあるのですよ。そうでなければ、これははっきり言ってヒルに血を吸われているようなものです。そのうち吸われなくなって、干からびてきて、どうしようもできなくなるようなことになる。

その前に、自分たちが生産をしているのだったらそれを担保にして、地域の人たちはお金を持っているのです、特に年寄りを持っているんです。死ぬ前にこのお年寄りのお金を地域のためになるようなものにどうやって固定化をするか、そうでないとゴミだけ増えるのですから、将来。その時にその若い連中から税金を取って所得移転を図って、年金で年寄りを食わせようとしても、じゃあその若い人が年寄りになった時にどうするのですか、といったらもう潰れるわけですよ。そうでない、新たなパラダイムにどう行くのかというところで、真剣に自治体で働いている方達というのは本当に住民と一緒に考えていかなければならないわけですから、考えてほしいと思います。

飯田： どうもどうも。特に地域が自然エネルギーによって非常に変わったというのは、先程ゾーレンのサムソ島もまさに3年間で大きく変わったというのも参考になりますし、今の中川さんの話は製材工場の木屑をお金を出して燃やして、また自分のところのボイラーの重油を買うというのが一番典型例だと思いますが、それも徐々にこれから変わっていくのかなと。引き続いて、稚内市の遠藤さん、よろしく願います。

稚内市（資料 1-8）

遠藤直仁（北海道稚内市企画調整部企画課）

遠藤： 稚内市企画課の遠藤と申します。せっかくの機会ですから稚内市について少しご紹介をさせていただこうと思ったのですが、時間がないのでちょっと省かせてもらいます。早速エネルギー関係の中身に入っていこうと思います。

稚内の平均風速というのは7mで、風車建設には最適とされております。市とNEDOの共同事業として平成7年からフィールドテスト事業に取り組み、平成10年に風車が設置されております。

現在までに民間を含めて計17基が稼動しておりますが、平成7年に市で取り組みを始めたこの事業が風車設置を誘導したと考えています。今、一般家庭、約17,000世帯近くあるのですが、その約25%近くをカバーしているということになっております。

市としては人と地球に優しいまちづくりを基本コンセプトに様々な施策に取り組んでいるところではありますが、地方自治体が地域の枠を超えて、微力ながら結果として地球環境問題という大きな問題に貢献するため、これらに積極的に取り組むという姿勢は、地域へのアピール度も高く、また、地域における自然エネルギーの普及促進においても大変重要な役割を担っていると考えています。

市では国の制度をいろいろと利用しております。平成9年10年では、新エネルギー導入のための計画。また平成12年には新エネルギーと平行して省エネにも取り組まなければならないだろうということで省エネビジョン、また、次の段階として市の公共施設が中心なのですけれども、「省エネの導入可能性調査」や「省エネ技術導入アドバイザー事業」などいろんな補助メニューを利用しながら、新エネルギーの促進とともに省エネルギーの導入の具体化について検討を進めているところであります。

平成12年の11月に北海道の電力会社において道内における風力発電事業の急速な拡大を受けて、買い取りの購入枠を1年半凍結するということがありまして、当時1000kW60基の風車の建設の計画がありましたが、それが現在見送られているという地域事情も抱えています。

この春には、北海道の電力会社において次の購入枠について近々明らかにされると思いますが、その凍結中の60基の計画が実現すれば、一層自然エネルギーの普及につながるだろうと考えております。

市民の飲み水である水道水の浄水施設だとか、15年度オープン予定の図書館では、コジェネレーションとヒートポンプの組み合わせによる、施設に必要な熱源をすべてまかなうという、時代を先取りしたと考えているのですけれども、そういったエネルギーシステムの採用や、基本的な設備・機器を市で持たないでエネルギー供給の専門会社が別に設置する設備から必要なエネルギーの供給を受けるという一種のPFI（パブリック・ファイナンス・イニシアティブ）方式の要件としているところであります。

道内の公共施設では初めての試みではないかといわれておりますが、CO<sub>2</sub>削減の環境配慮とともに、建設コストや維持運営コストも大幅に削減されるのではないかと期待されているところがあります。市では市民に見える形でこれらの取り組みを進めているところなのですが、一般家庭で取り組めるものはまだまだ少ない状況にあると考えております。その導入促進を図るための新たな仕組みづくり、また小規模な電力であっても自由に売買できるような仕組みづくりが、今求

められていると考えているところです。

以上簡単ですけれども終わります。

飯田： どうもありがとうございました。最後、久居市の報告の前にちょっとお断りしておきたいのですが、一連の報告の後に東京都の谷口さんから昨日報告発表のあった東京都の今後の施策への意見というか提案を報告して議論したいと思いますので、15分くらい延長になると思います。久居市の西村さんのほうからの報告が終わって、ここでまた2、3ディスカッションして、最後東京都の谷口さんからお願いします。

「地球温暖化防止と地域の役割、具体的フレームワーク」(資料 1-9)

西村泰正(久居市総務部企画局)

西村：久居市から参りました西村と申します。こちら一緒にいますのは、山下です。私のほうからちょっと報告させていただきます。

現在、久居市では出力 3000 kW、4 基の風力発電施設が久居市の単独事業として稼働中でございます。簡単に規模を申し上げますと、年間の予想発電量は 800 万 kW でございまして、これは久居市の世帯数に換算しますと、一般家庭の消費電力 2400 世帯分をまかなっている計算になります。16%、6 分の 1 に該当します。これは CO<sub>2</sub> の削減率というのに換算しますと、火力発電で全部まかしたと仮定したものに比べまして、4.7%の削減に相当するといわれています。

日本でも有数の風の強風地帯といわれる青山高原、800mから 840mくらいの高原に設置されている風力発電施設なのですが、更に先程も三重県の方から触れていただきましたけれども、今度は単独ではなくて第 3 セクター方式なのですが、更に 20 基を増設することが決りまして工事が始まっております。来年の春、2003 年の春には完成予定になっております。

それで、今度は単独ではないものですから、増設分を出資比率で取得電力料を計算してみますと、2900 世帯分増えることになりますので、既存と合わせますと全世界帯数の約 40%をまかなっているという計算になりまして、CO<sub>2</sub> の削減率でいきますと 10.4%に相当するような規模であります。

全部が久居市の単独であれば、100%自然エネルギーということになるのですが、今度は第 3 セクター方式でやるものですから、こういうことになります。

今年で 3 年を迎えている 4 基の発電所は、様々な地球温暖化防止に対する貢献はしているものと思っています。まずこういう環境教育の場の提供ということでございますけれども、子供のエコクラブの交流会を実施したり、恒例になっております夏休みの遊びながら学ぶ風車発電 - 模型の風車を組み立てまして、風のエネルギーから電気が変わるのを実際に体験してもらう体験学習ですね。それから、県内の小中、中高の文化祭での風力発電をテーマにした発表を行うグループなどに対する資料の提供であるとか、様々な環境教育への活用もしていただいております。

それから、今年度新エネルギービジョンも策定しておりまして、久居市にはこの風力発電のほか小学校には 20 kW の太陽光発電が設置されていますので、そういうものとか、電気自動車 - これは風力発電による売電収入から買ったのですけれども - 公用車に電気自動車を使いまして PR に利用するというも行っております。

そのほか、住民への啓発活動というようなことでは、市内には日本 3 名泉と謳われている非常に湯質の良い温泉、榊原温泉があるのですが、その夏祭りだとか市内の市民のふれあいフェスティバルなどでの啓発展示を行って自然エネルギーへの理解・普及を PR するようなことですね。

それから、地域の電力会社 - 中部電力さんなのですが - 主催する環境イベントへの各種 PR パネルの貸し出しとか、中部電力の管内の各営業所から市民向けの自然エネルギー勉強会・見学会が定期的にありますので、その受け入れ・案内を行っているとかということで自然エネルギーの普及を図っていると言えます。

簡単でございますけれども、以上です。

飯田： どうもありがとうございました。駆け足でご報告いただいたのですが、ローカルなアクション、北から南まで様々なローカルなアクションが広まってはいるということで、具体的にいろいろ各自然エネルギーの取り組みもございましたし、最初の中川さんのような新しい普及の仕方という取り組みもありました。更にここから先に進めていく上で、ローカルなエネルギー環境事務所、欧州の取り組みに、更にこういった地域の取り組みを促す要素として学べるところは何かといったあたりを中心に少し2人にコメントしていただければと思います。

ルネ： いくつかの大変興味深いプレゼンテーションを拝聴させていただきました。ミーティングの当初は、日本において再生可能エネルギーについてあまり取り組まれていない、悲観的な状況ではないかと推測していたのですけれども、いろいろ地域とか地方レベルでいろいろな試みが進んでいるということが最後の4名から5名のプレゼンテーションを拝聴することによってわかりました。

日本のエネルギー政策について、中央集権で決定されているにもかかわらず、このように地方・地域でいろいろな試みが行われているということを理解できたわけです。

プロジェクトの一部につきましては、もし同じプロジェクトがヨーロッパで行われているのであれば、EU委員会の補助が直ぐにでも出るような中身であると思います。

具体的にひとつの質問を2つの市の方にお伺いしたいのですけれども、まず、葛巻町と久居市の方です。再生可能のエネルギーのパーセンテージについて、どれくらいに到達したと推測・試算されているのでしょうか。

それからヨーロッパで定義されています持続可能なコミュニティというような範囲に到達されているというふうにお考えでしょうか。

飯田： 現在と今後の見通しとして、どのくらいの自給率かということでお答え下さい。

近藤（葛巻町）： 再生可能なエネルギーの割合、ひとつに合わせた割合ということで、机上での計算にしかならないと思います。例えば、風力発電 1200 kW の発電量がいくらで町民の消費量の何割と、その割合からいきますと、現状では3割です。それから、持続可能なコミュニティの達成率とか、その辺は現在取り組んでいて、現在非常に高まりつつあるというような表現にしかにしかならないと思います。

西村（久居市）： 今現在では、久居市の一般家庭の消費電力の16%をまかなっている計算になります。来年増設分が完成しますと、40%をまかなう計算になります。将来としては、自然エネルギービジョンというのを今策定中ではありますが、100%を目指しているわけなのですけれども、これは何年で100%というふうにはまだ具体的にはなっておりません。

飯田： ちょっと補足をすると、一応輸送エネルギーは除いてあるということと、あと、日本は暖房エネルギーというのをカテゴリーとして取り上げないのですけれども、今おっしゃったのも、電力ですね。暖房については、やはりまだ灯油が多かったり、あるいは電力暖房をしていたりす

るので、それもまたひとつの課題です。

ハーマンセン： こうした日本の地方のコミュニティにおいても、具体的な目標を達成するという際に重要な点として、私のほうから提案させていただきたいと思うのですが、プロセスとして、例えば電力ですとか暖房、冷房、輸送といったようなところを全部ごっちゃにする形ではなくて、それぞれプロセスというものをまず明確化して、どこの部分でどういう目標を達成するのかというように形に持っていった方が考え方としては非常にわかりやすいと思います。

そういう具体的なプロセスがあれば、例えば今具体的な部門において、今 20%、50%、ようやく 100%に達しましたというようなアナウンスメントもできるのではないかと思いますね。具体的にこういうプロジェクトを進める際に、どれくらいの分野でどのくらいのパーセンテージを達成することができるかということは、あまり興味の対象にならないような部分は確かにあると思います。

これはあくまでもプロジェクトをやって最終的にどれくらいのところが達成できるかという成果として興味が出てくるようなところはあるとも思いますが、ただ、近視眼的にあまり雑駁にすべてを捉えるのではなくて、短期的に目標達成可能なゴールというのを細かく設定して、そのところを達成していくというような形の考え方というのもひとつあると思います。そうすることのほうが、住民にPRしたり、誰が見てもわかりやすいような成果というところでアピールしやすいという部分も出てくるのではないのでしょうか。

飯田： では最後に東京都の谷口さんのほうから。昨日石原都知事の施政方針の演説があって、「地球温暖化阻止！東京作戦」の提案を 7、8 分程度ご説明いただきたいと思います。

最後に東京都にやっていただくのは、東京都の後援を頂いているということと、東京都国際交流基金の助成を頂いているということとは必ずしも関係ないですけれども、私の理解としては、提案で玉が投げられているので、非常に議論の素材になるというのが第 1 点。

後で谷口さんから中身を紹介していただきますが、NGO、事業者、いろんな人を交えて議論をしながら進めていこうという、まさにエネルギー環境事務所の精神にある手続きみたいなものも入っていますので、それも含めてボールを投げさせていただいて、最後に少しディスカッションして終わろうというふうに思います。

谷口信雄（東京都環境局企画課）

「地球温暖化阻止！東京作戦」（資料 1-10）

谷口： 東京都環境局の谷口と申します。最初に、昨日の第一回東京都議会定例都議会の知事の施政方針演説の中で、環境のお話が出ていますがそこをちょっとご覧に入れます。

石原東京都知事（ビデオ）：大気汚染の悪化、温暖化の深刻、緑の減少などきわめて深刻な環境危機となって現れております。先月策定した新しい環境基準計画は、健康で安全な環境を確保し持続可能な社会を実現していくため、これからの環境行政の基軸を定めたものであります。今後は、分野ごとに掲げた目標を達成するために、都政の総合力を発揮して強力に政策を推進していきます。

多岐にわたる取り組みの中でも、一刻の猶予もならない課題は、自動車公害対策であります。大気汚染は生命に直結する問題でありながら、環境省は一部の業界の反対意見について押し切れ、ようやく成立させたNO<sub>x</sub>PM法の適用を最大で2年半も遅らせようとしています。これは大気汚染に苦しむ国民への重大な背信行為であるとしか言いようがありません。

こうした姿勢は環境問題に大きな禍根を残し、低公害車の開発などに水をさすこととなります。座視に耐えない状況を前に、国には強く抗議を申し入れ、自動車メーカーなどに対しては、先週、低公害車の普及促進など自動車公害対策の徹底を独自に要請いたしました。

地球温暖化を防ぐ取り組みにも早速行動を開始いたします。温暖化対策は地球規模で実行段階に入っておりながら、わが国では効果の高い施策の導入を先送りし、欧州各国に比べてきわめて立ち遅れた状況にあります。地球温暖化対策は国が責任を負う分野であります。国が自らの役割を果たさないなら東京には行動する責任があると考え、本日「地球温暖化阻止！東京作戦」の実施を指令いたします。

この作戦では、大規模事業所に対する二酸化炭素削減義務の導入、二酸化炭素削減量の証書化など、また、その取引市場の創設、太陽光発電のような自然エネルギー利用義務付けなど先駆的な政策を提案しています。

本日、提案をもとに活発な議論を広げ、国民的レベルで気運を高めることで、国に実現を迫り同時に東京でも独自に総合することで地球温暖化阻止に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

谷口： 昨日、石原東京都知事から指令を受けました「東京作戦」をご紹介します。

これは IPCC の多元化社会のシナリオをのぞいたもので、地球がだんだん温暖化している様子を表しています。今から 100 年で、地球平均気温は 4 上がるといわれていますけれども、実際赤くなっている部分は 15 も上がってしまうというとてもない話なのです。

こういうことで我々としても暗澹としていられないと。我々の排出しているCO<sub>2</sub>が、我々にもう跳ね返ってくる、世界を変えていくというのはとても近い将来の話だと。今、本格的な地球温暖化対策が求められているということで、それは本当は国の役割なのですが、環境省の方は帰られましたけれども、実際に京都議定書の中の排出規模を日本は達成しようという作業自体がもう 2005 年以降にしか考えられていないと。来年度の環境省の予算も環境税を検討するという予算だ

けで、まして排出量取引などは全く考えられていないわけですね。

東京都がどういうことをこれからやろうかということをご紹介したいと思うわけですが、3つの目標、5つの政策提案、7つのアクションということを考えております。

### 3つの目標 5つの政策提案

3つの目標というのは、まず、活発な議論を巻き起こし、わが国の地球温暖化の対策の強化を実現する。次に、省エネルギー型の都市に変えていく。そして自然エネルギー、省エネルギーの技術開発、環境産業の拡大を目指す。というものです。

基本的に自然エネルギー、環境にいいことをビジネスにしていこうということで、ビジネスにしていけば、行政費用はかからないということが基本的にあります。

### 5つの政策提案

そのうちの政策提案では、

提案の1としてオフィスなどの大規模事業所へCO<sub>2</sub>の排出削減義務を導入いたします。これは東京の場合、どういう状況かといいますと、グラフを見るとわかるように右肩上がりです。どんどん大きくなっているのは事務所ビルです。この事務所ビルをどうにかしなければならぬ、こういう大規模事務所ビルのCO<sub>2</sub>の排出削減を義務付けし、総量を義務づけしないと、いくら年間あたりどうのこうのといっても総量としてはなりません。これはブッシュ大統領が言っているのと同じ、アメリカが18%削減するというのも実は総量では大きくなるという数字です。省エネについても基本的に同じですね。とにかく東京都は総量削減を目指すということを考えております。

次に総量削減のためにどうしたらいいかということなのですが、実は東京都の中で自然エネルギーを入れることには限界がございまして、それをどうするのかといった時に、一般的に京都メカニズムの中で出てきた証書取引、そういうものを利用できないかと考えていまして、今全国でやってらっしゃる風力発電、そういうものを東京都に持ってくることはできないかということを考えております。これが提案2です。

提案3としましては、新しく作る建物に自然エネルギーの利用を義務付けられないかと。これはそういうことがこれからは態度として持たざるをえないのではないかと思います。逆にそういうことを普及させることによって、今まで高いからやらなかったということではなくて、逆にやらざるをえないからということで、逆に市場の方が反応してきて、価格競争になるはずなのです。そういうことから逆に技術が発達して、さらに価格も下がってきて、利用もできるのではないかとというようなことを考えております。

提案4は自動車の燃費基準のことなのですが、これも今自動車燃費が大分良くなってきていると言われていいますが、実質的には自動車が大型化してしまっているのです。そして、その大型化してしまっただけの中ではいいのですけれども、それでは総量が減りません。

例えば、海外でやっている例では、各メーカーごとに総量を決めてしまって、その中で大型車を作るのはOKですよ、その代わりに中型・小型のCO<sub>2</sub>は減らしてくださいと、そういう総量でや

らないとこれも意味がありません。日本ではトラックやバスの燃費規定がないので、これは全然話になりませんので、これもやはりしていきたいと考えております。

提案 5 としては、電力の多消費型商品は買わない、売らない、作らない、というものです。例えばトップランナーとラストランナーをエアコンの場合で比べますと、年間で 2 万円の差があるのですが、こういう形で売られているというのがあります。

例えば、液晶テレビなどが出回っているのですけれども、実際のテレビの省エネ・ラベルを見ますと、通常の液晶ではないテレビと比較して省エネランクをやっているのですけれども、テレビとして一番省エネがいいのではないかという形に変えていきたいと考えております。

こういう形で実際効果の出るところをターゲットに運輸部門、業務部門、家庭部門ですね。実は国の政策は産業部門が一番のターゲットにしておりまして、東京には産業部門がないものですから、逆に国の政策をそのまま東京に持ってこれられないということがあるものですから、苦肉の策ということからこういうアイデアが出てきたのです。

## 7 つのアクション

それを実際どういうふうにするかということで、2 つの考えがあって、ひとつは議論の場をつくってみたいと、これは実はディーゼル・ゼロ作戦でやった実績があります。もう一つは事業者、都民、NGO や学者などが連携してこれを進めていきたいと考えています。

実際何をやるかということですが、今日からインターネットの方にホームページでこの内容が載っているのですが、3 月 1 日からインターネット討論会を始めたいと思っています。1 ヶ月間ですね。

その他にオフラインの討論会の開催と討論ペーパーの発行ですね。先程 EU のグリーンペーパーの話が出ていましたけれども、私のほうもそれに負けないくらいのグリーンペーパーを作りたいと考えております。それがバイブルになればすごいなと。まったく白紙ですけれどもこれから必死で作ろうと思っています。

それから実際のアクションは、「地球温暖化対策計画書」、「建築物環境計画書」、これはもう条例がおとし出来ておりまして、これは日本で初めてなのですけれども、CO<sub>2</sub> の削減努力ではなくて、CO<sub>2</sub> のカウントを義務化しているということです。それがないと次に進まない。それを基に、CO<sub>2</sub> が一体どれくらい削減できるかということのカウントできるようになったら、CO<sub>2</sub> の削減市場を作りたいと考えています。

市場というのはいろんな形があるのですけれども、本来ならば日本全国の話で、もしくは国際間の取引の中で考えられるものなので、実際の中でどれくらいできるかと、これは多分世界にもほとんど例がないので、これもまたいろいろ NGO や学者の方の力を借りてやっていきたいと考えています。

それから、省エネ・新エネ商品市場拡大キャンペーン。これも有名なのはデンマークの例があるのですけれども、新エネ商品を買うと、例えばエアコンを買えば 5 万円あげますとかいうのを、何年間か、1 年間か 2 年間やることによってラストランナーが市場から消えて、それによって CO<sub>2</sub>

削減効果は支援金をあげたのよりもはるかに効果があがったという事例があります。

それから、現在募集をしておりますけれども、風力発電・水素供給ステーションのパイロット事業。これも、自治体が自分で自前のをやっていたのですけれども、そうではなく、風力発電というのは、ビジネスになっていってどんどんやってくれるような仕組みを作っていくことが大事であると考えています。これに関しては、東京都は風力発電の予算が、今年度はゼロで来年度は300万しかないのですけれども2基作れるようになります。民間との共同という形でやっていきたいと考えています。

こういう形で、行政はどんどん金を使わずに知恵をつかって何とかできるのではないかというのがあります。

一応こういう形なのですが、基本的には自治体の他の方も連携していただく中で国を動かしていけないかと思っております、今回こういう中で自治体の方も一緒にできたら連携してやってもらいたいと思います。

これは石原知事の好きな言葉であるのですが、「明日世界が滅びるとも、あなたは今日りんごの木を植える」というのがあるのです。東京の環境を再生させることと、地球温暖化を阻止することは、あるいは私たちの手に余る大きすぎる課題かもしれませんが、我々一人ひとりが自分の手でりんごの木を植えていくという集積が人類を救うという希望を簡単に捨てるべきではないだろうとうことで東京都は頑張っていきたいと思うので、みなさんよろしく願います。

#### 4.まとめ

飯田： ありがとうございます。この後の夜のシンポジウムでは大野課長（東京都環境局）に出させていただいて、この指令をご報告していただきたいと思います。いろいろ質問あると思いますので、2 つくらい今の東京都に対して質問でもいいですし、あるいは全般に関してでもいいのですが、2 つくらいご意見を受けて、最後に諸富さんにまた一言いただいて、それから 2 人に一言コメントをもらって終わりたいです。それでは中川さん。

中川： あまりにも規制的に上からこうしろと言うのは、知事がああいう方だからそうなのかなとも思うけど、多すぎるのではないかと。もっとみんなが気持ちよく参加できるような枠組みは、知恵を使えばできるでしょうということを市民共同発電所をやっている側からそう思います。

それと、きれいな電気というか、結構予算主義じゃないですか、みなさん、考えているのは。予算をつけてこうしようではなくて、お金はみんな民間の人が出しますよ。結果として出てくる目的のものは環境負荷のないきれいなエネルギーですから、電気の場合はそれ自体をカウントできるので、それを評価する仕組みのほうが非常にリーズナブルだと思います。それを長期的に支えるということは、地域の経済とリンクするような仕組みというのはいくらでも考えられますから、そういうところはアイデアを出しますので、みんなで一緒に考えていけるとと思います。

それと、宣伝なのですが 8 月 10 日・11 日に滋賀県で、市民共同発電所とこういうような政策とかいろいろ考える会議を開きますので、是非ご参加ください。

飯田： それでは前田さん。

前田典秀（クリーン・エネルギー・フォーラム）： デンマークの政権が変わりましたね。エネルギー環境政策についていろんな声が聞こえてくるのですが、私の理解では、EU の中ではデンマークが実験したことをドイツやフランスなど EU に広げるという役割をデンマークは歴史的に持っていると思います。今度の新政権のエネルギー政策は一体どうなるのだろうかと非常に気にしておりますので、そのあたりを分かれば少し教えていただきたいと思います。

飯田： それは最後のコメントの中でちょっと触れてください。他によろしいですか。谷口さん、今の中川さんの意見について。

谷口（東京都）： 特にはないです。

飯田： インターネットで討論してくださいということで。

大林（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）： 中川さんは規制的とおっしゃったのですが、けれども、地球温暖化の問題はある程度規制が入っていかないと進んでいかないといいところもありますので、どのようにうまく規制を入れていくかということだと思っておりますよ。

中川： それはそうですよ。

大林： それは生かすように、そして市民が意思決定に入っていくということが重要なのではないのでしょうか。

中川： 何にも相談せずに、上からこうしろというのではなくて、納得ができるような仕組みを作って・・・

大林： これは今まだ提案だから・・・

飯田： 提案だから、ボールが投げられているわけで。それはちょっと中川さん誤解をしているのではないかと思いますよ。では最後に諸富さん少ししゃべっていただいて、ゾーレンは先程の宿題を、そしてルネということで終わりたいと思います。

諸富： もう大林さんが言われたようなことを僕も言おうとしたので、まったく一緒です。

去年ドイツのフライブルク市に行ったのですが、非常に面白くて、そこではソーラーエネルギープロジェクトというのをやっていて、フライブルク市はやはり非常にイニシアティブを取っています。自治体の役割、公共部門というのはかなり大きいものがあるなというふうに思いました。

しかし、公共部門だけがなにか1人でやればすべて可能なのではなくて、彼らが電力会社とN G Oなどのラウンドテーブルを作って、議論をして政策と一緒に形成していく場を提供している。これが非常にうまく機能しているということを知りまして、自治体の政策というのはこれからそういう形ですべて何か解決できるものでもないけれども、ラウンドテーブル、政策を形成する場を提供するという役割が非常に重要になってくるだろうと思います。

飯田： どうもありがとうございました。ゾーレン、デンマークの状況に触れつつ、今日全体の感想について一言お願いします。

ハーマンセン： ご質問でご指摘がありました通り、私たちの現在の状況に関しては非常にいろいろと考えるところがあります。新政権がどうなるかということは、私たちにとっても非常に心配材料のひとつです。

新政権なのですが、エネルギー政策に関して具体的な姿勢というものをまだ発表しておりません。私たちの一般的に持っている懸念というのは、これまでに行ってきたプロジェクト等の予算が大幅に削減・カットされるのではないかなというような部分を懸念する声も確かに高くなってきております。特に自然エネルギーの関係のところ、今までと同じような形で進められないかもしれないというような懸念も出てきております。

ただ、以前からある自然エネルギーのプロジェクトに関しては、これが旧政権の時に今新政権にいる人々もそうした交渉にも参加しておりますし、基本的にこの自然エネルギーのプロジェクトの方向性に賛成はしてくれているというところは若干の安心できる材料です。

私たちの希望的観測としては、新政権になっても以前からある自然エネルギーのプロジェクト

というのが踏襲されるということなのですが、ただ、方向性を誤りますとアメリカのブッシュ大統領のような強硬姿勢というようなものが出てくるかもしれません。そのあたりは懸念されるところです。

現在のところ、最も政府を動かしやすいものというのは、市場にあるエネルギーの中で一番安価に一番簡単に手に入るものは何かということ、そのあたりで、一番安価であればその辺りは重要視されるところではないかと思います。

現時点で残念ながら自然エネルギーが一番安価で手ごろという計算法も確立しておりません。計算法によっては風力などが安いというような部分も出てくるかと思うのですが、そのところもまだ最終的な計算法というところもはっきりしておりません。

ただ、石油を使ったり化石燃料を使い続けるというようなことが今後増えてくると、いろいろな大気汚染、CO<sub>2</sub>による汚染といったような問題も出てくるかと思います。

ただ、私たちの方向性としては、デンマークは非常に小さい国でありますけれども、自然エネルギーということに関して非常にリーダー的な立場にある国だということは認識しております。

今度EUの枠組みの中で、パートナー国といろいろな協力関係を持っていく上においても、今後全世界で自然エネルギーを推進していく上でも、私たちはリーダー的な立場にあるということは自認しておりますので、その部分は何とか守っていくように、新政権もそうしたところを守れるような政策を打ち出してほしいと思っています。

ここは私も是非言っておきたかったところですので、質問をして私がこういう発言をする機会を頂いたことに感謝しています。

**ルネ：** 最後に私のほうからもコメントさせていただきますと、デンマークは今現在、ヨーロッパの再生可能エネルギー教室の中の優等生であります。新政権になったとたん成績が悪くなるということは悔しいことですし、そういうことには決してならないというように思います。

なぜならば、デンマークはEUの加盟国でありまして、EUの指令に基づいて再生可能エネルギー源に基づきました発電の割合を20%なり21%にしなければならないというコミットメントがあるわけでありまして、もしそれに到達しない場合は、EUからデンマークに対して制裁を課することができるわけでありまして。

従って政権が変わっても、再生可能エネルギーを促進するという政策は決して放棄されることはないと思います。それから他のEU諸国ということにつきましては、再生可能エネルギーの利用ということについて、離陸期(テイク・オフ)になったと思います。ドイツ、オランダ、それから南ヨーロッパの諸国のスペイン、ギリシャ、イタリアですらこういうような再生可能エネルギーの利用が開始された状況でありますので、この勢いをとめられるものはいないと思います。

**飯田：** ありがとうございます。最後に簡単に私のほうからもコメントしますと、欧州と日本をそのまま比較したり、そのまま政策を持ってくることはもちろん不可能だということは、もうみなさんご承知ですし、もともと立憲原理も人々の考え方とか文化、デモクラシーのあり方も全然違いますので、それは無理であるだろうと思います。

ただ、非常に乱暴に言えば、EUは今大きく統合しようとしていて、日本は分権を進めようとしている。そこに基礎自治体があって、これはほぼ同じようなレベルであって、日本の今の中央

政府が、欧州政府的なものが仮にできるとすれば - 今度軍隊もできるという話も議論が始まっているぐらいですから - そうすると今の日本の県というのは、今の欧州の国レベルのものに徐々に変わっていくのではないかと、そういうアナロジーでみるといろいろ学べるところがあるのではないかと思います。

今日は、環境省の方はもう帰られましたけども、国レベルで協議会的なものをつくって国内政策を進めていきたいというお話もありましたし、地方自治体もまず県レベルで、先程も吉田さんの方からもエネルギー環境事務所のようなものを作りたいというお話もありました。

それから地方自治体でいろいろ先駆的な取り組みがあって、今にでも欧州委員会から補助金がもらえるのではないかと、実際申請してみたらいいのではないかと思います。そういう取り組みもありました。

今日は実は2人ゲストが来られなくて、一番重要なもうひとつネットワーク、環境自治体会議と風サミット、この2つがたまたま今日こられなかったのですが、そういう横のネットワークというのも日本で始まっており、これからは次のステップのものが我々としては必要なのかなと思います。

これはルネが昨日環境省と話していた時の言葉だと思いますが、今、いろんな次元でデモクラタイゼーション、民主化がどんどん進んでいる。エネルギーが最後なのだと彼は言っていて、そういう意味でエネルギーを今でいう日本の県レベル、地方自治体レベルで考えていくというのは、民主化の必然の流れであるというい意味で、今模索期にあると思うのですね。

お互いに欧州と日本が相互にも、あるいは日本の中でもお互いに学びあうところは多々あると思います。

そういうところで、最後の谷口さんにお話していただいた東京都は、まさにそういう場も出しているわけですね。これは特に東京中心の話になってしまいますが、非常にいいチャレンジングな素材としてちょうど目の前に出てきたのではないかと思います。

ということで、大幅に45分も超過してしましまして、次のシンポジウムまであまり時間がないのですが、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)



ワークショップ  
会場風景